

## 議 事 日 程 (第2号)

令和5年6月16日(金曜日) 午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

### 出席議員(14名)

議長	田 中 副 武	1番	鷺 見 昌 己
2番	田 口 琢 弥	3番	飯 塚 英 夫
4番	森 哲 士	5番	田 中 喜 登
6番	尾 里 集 務	7番	中 島 ゆき子
9番	今 井 政 良	10番	伊 藤 嚴 悟
11番	一 木 良 一	12番	吾 郷 孝 枝
13番	中 島 新 吾	14番	中 島 達 也

---

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男
総 務 部 長	今 瀬 成 行	ま ち づ くり 推 進 部 長	田 谷 諭 志
地 域 振 興 部 長	小 池 雅 之	教 育 委 員 会 会 長	林 雅 人
環 境 部 長	田 口 昇	農 林 部 長	都 竹 卓
農 林 部 理 事	小 木 曾 謙 治	建 設 部 長	大 前 栄 樹
金 山 病 院 事 務 局 長	池 戸 美 紀	市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵
福 祉 部 長	野 村 穰	観 光 商 工 部 長	河 合 正 博
消 防 長	齋 藤 進	上 下 水 道 部 長	今 村 正 直

---

### 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	今 井 満	書 記	細 江 隆 義
-------------	-------	-----	---------

---

◎開議の宣告

○議長（田中副武君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中副武君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番 田口琢弥君、3番 飯塚英夫君を指名いたします。

---

◎一般質問

○議長（田中副武君）

日程第2、一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を合わせて40分以内とし、簡潔明瞭にお願いをいたします。

それでは、通告書の順位のとおり発言を許可いたします。

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

1番、政策研究会臯、鷺見昌己です。

議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

先日、うれしいニュースが届きました。世界から選ばれる持続可能な観光地づくりを目指すプログラム「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」の1号に、小坂町の「飛驒小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり」が認定されました。滝の調査、地域資源を活用した遊び場の創出等、地域の皆様の地道な活動が今回の認定につながったのではないのでしょうか。御尽力いただきました皆様に敬意を表します。本当におめでとうございます。

さて、政府は6月13日、こども未来戦略方針を閣議決定し、誰もが結婚や子供を産み育てたいとの希望がかなえられるよう、将来に明るい希望を持てる社会をつくる政策が今後進められていきます。

私は、この異次元の少子化対策が打ち出された今こそ、地域が持つ地域らしさを生かしたまち

づくりや豊かな暮らしをかなえるための基盤整備など、下呂市独自の政策を打ち出し、市民が住み続けたいと思うまちを築き上げることが必要不可欠です。それが人口流出の削減と移住者の拡大につながると考えます。

今回は、市民が住み続けたいと思う輝くまち下呂市を目指し、生活に欠かすことのできない基盤整備について、2項目、7点質問いたします。

まず1項目めは、利便性の高い公共交通整備に向けた取組について4点質問いたします。

1点目は、今後、児童・生徒数の減少により合同部活動及び地域クラブへの移行が検討されていることに伴い、移動手段については対策を講じる必要性が出てくると考えます。児童・生徒の放課後における移動手段及びそれに伴う交通費助成等について、お考えがあるのかお伺いいたします。

2点目は、児童・生徒数の減少により統廃合が進んでいくと思われる中で、現在、市の所有しているバスの台数と、今後の更新及び維持管理についてはどのような見通しを持っているのか、お伺いいたします。

また、今年度、統廃合によりスクールバスでの通学となった中原地区のバスは、老朽化が激しい上に空調設備もかなり老化しており、車内が結露するような車両状態で、気分の悪くなった生徒がいると伺っています。このまま放置しておく、昨今の異常気象による夏季の熱中症が懸念されます。また、保護者や地元からはバスの早期更新を望む声が上がっています。児童・生徒の安心・安全面の観点から、中原小学校のバスの更新についてはどのように対応を考えているか、併せてお答えください。

3点目は、通院、買物、高校生を含む通学等、生活に欠かすことができない移動手段の料金均一化についてです。

他地域では、地域主体で利便性の高い公共交通を検討することから始まり、どこから乗ってもどこでも行けるを目標に、路線バス、スクールバス、デマンドバス等の移動手段を一体で活用し、運行経費の異なる民間の路線バス等には運行補助費を設けるなど、生活に欠かすことのできない移動手段については、市内同一料金を実行されている地域があります。下呂市の料金均一化に向けた取組の現状と今後の計画をお伺いいたします。

4点目は、以前も取り上げさせていただきましたが、御厩野地区では、高齢者が買物に出かけるにもバス停まで歩くことができないなどの問題を抱え、デマンドバスの要望がされました。しかし、路線バスがあること、タクシーの営業エリアであることなどから要望がかないませんでした。

そこで、有志が集まり、御厩野外出支援ボランティアかけはしを立ち上げ、昨年10月より社会福祉協議会の車両貸出しサービスを活用した外出支援が始まりました。

昨年度の実績は、買物支援7回、総利用者数50人でした。今年度も月2回ずつ計画されており、約170人の利用を見込み取り組まれております。利用者からは、本当に久しぶりに出かける機会が得られたと非常にうれしい声をいただいているそうです。

そこで、このような活動を持続可能な制度にするためにも、通院や日常の買物の付添支援として利用可能な介護サービス、訪問型サービスD導入など、新たな制度による支援がとても大切と考えます。前回は質問しておりますが、このことに関し、今の協議の状況及び今後の取組姿勢をお伺いいたします。

2項目めは、生活に欠かすことのできない水道について3点お伺いいたします。

1点目は、下呂市ホームページに上下水道運営委員会資料が掲載され、料金改定案が示されていますが、水道料金改定の背景と改定方針についてお伺いいたします。

2点目は、デジタル技術活用による効率的な維持管理の取組が必要と考えますが、現状と今後の計画をお示してください。

3点目は、今後の料金改定に向け、下呂市の水道の水質特性、給水の仕組み、料金等について市民に分かりやすく伝えることが大切であります。市民へ伝える方法、その考えをお伺いいたします。

ここで、水質について少し紹介させていただきます。

水には軟水と硬水の2つのタイプがあります。日本の水は花崗岩が多い地形のため、流下する速度が比較的速く、ミネラル成分の浸透が少ない軟水となっております。軟水は飲みやすく、風味を損なわず、肌や髪に優しい、石けんの泡立ちがよいという特徴があります。

世界保健機関（WHO）では、水1リットル中に溶けているカルシウムとマグネシウムの量を表した硬度がゼロから60ミリグラム未満を軟水と分類しています。全国の水道水硬度の平均は48.9ミリグラムとなっております。

下呂市の水道の平均硬度は9.79ミリグラムとなっていて、軟水の中でも硬度の低い数字となっております。また、原水は一般細菌数、有機物数、濁度、それぞれの数値が非常に低く、不純物の少ないきれいな水で、水道法で定められている衛生上必要な塩素消毒がされているだけの良質な水です。

また、下呂の温泉水は硬度0.1ミリグラムの超軟水で、きめ細やかな肌触りが大きな魅力となっております。某軟水器メーカーの開発基準にも参考にされているようです。ぜひこのようなことも含め、発信していただきたいと思えます。

以上、2項目、7点、一括での御答弁、よろしくお伺いいたします。

#### ○議長（田中副武君）

それでは、順次答弁をお願いいたします。

教育長。

#### ○教育長（中村好一君）

私からは、児童・生徒の放課後の移動手段についての考え方を答弁させていただきます。

児童・生徒の放課後の帰宅については、各学校の規則、安全面を考えた規則に従って、徒歩、自転車、スクールバスを使って移動を行っています。放課後、学童保育などでとどまる場合については、安全面を考え保護者の迎えによります。帰宅後の移動については、各家庭の責任で移動

を行っていただいているという状況です。放課後の移動については、家庭、学校が児童・生徒の安全面を考えることが大切と考えております。

先ほどの合同部活動のこともお話に出ましたので、部活動の移動についてもお答えさせていただきます。

中学校の平日の部活動は、各校勤務時間の中で行っておりますので移動はありません。中学校における合同部活というのは、土・日、祝日の活動であります。その移動については、スクールバス、もしくは公共交通機関、保護者の送迎によります。合同部活動は、生徒にとって自分のやりたい活動ができること、専門的な指導が受けられること、切磋琢磨しながら活動できること、誰もができることをコンセプトとして運営を行っております。

そのため移動手段におきましても、市としてできるだけ確保できるように努め、今年度を通して拠点校である学校へのスクールバス送迎を、そして公共交通機関を使ったスムーズな移動環境の整備に努めてまいりたいと思っております。以上です。

**○議長（田中副武君）**

教育委員会事務局長。

**○教育委員会事務局長（林 雅人君）**

私のほうからは、2番目の市の所有のバスの維持管理等に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

現在運行しておりますスクールバスの台数は17台で、このうち市が所有するバスは11台です。6台は事業所所有のバスで運行しております。

11台のうち、竹原小学校と中原地区からの下呂小学校向けの2台が既に28年を経過しております。老朽化が激しく、竹原地域のバスにつきましては、今年度購入を予定しております。

御指摘いただきました中原方面から下呂小向けのバスにつきましては、御指摘のとおり、年度当初に不測の事態として曇りが発生したり等々ございましたので、その時点で早速エアコンの修繕、また大淵三原の児童を乗せる予定としておりましたけれども、こちらのほうをほかのバスで対応することとしましたので、現在は順調に運行をしておるところでございます。

しかしながら、これまでよりも運行距離が延びますこと、特に安全面の不安から、地域、保護者からの更新要望も大変高い状況でございますので、関係事業所からも聞き取りを行う中で、購入を前提としまして、現在更新に向けて検討を行っておるところでございます。

ほかの9台のバスにつきましては、経過年数が最大で、今小坂地域で使っておりますバスが10年というのが最大でございますので、当面は現状のまま維持管理をしていけるものと考えております。しかしながら、今後の更新につきましては、児童・生徒の推移でありますとか、将来的な学校の統廃合等も考慮いたしまして、慎重に検討してまいりたいと思っております。

私からは以上でございます。

**○議長（田中副武君）**

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

私からは、3つ目の質問である通院、買物、通学等、生活に欠かすことができない移動手段の料金統一化の考えはという御質問について答弁をさせていただきます。

通院、買物、通学などの移動手段は市民生活に欠かすことができないものです。下呂市は多くの方が自家用車を使って生活する車社会であることから、万一、高齢化に伴う免許返納ともなれば、多くの方が交通弱者となり得る地域でございます。

下呂市の公共交通はJRと民間路線バスを幹線として、コミュニティバスとデマンドバスによる支線のバス路線による市内交通網を形成しています。コミュニティバスとデマンドバスは、令和4年度には合計10万3,482人の市民の移動を支えており、利用しやすい公共交通を目指して改善を重ねています。

また、福祉パスポートや高校通学者への定期代補助等の施策により、交通サービスを利用する方々の経済的負担の軽減にも取り組んでいるところでございます。

令和4年度に市民利用の向上を図るため、より快適なバスの在り方について、担当課としてバス料金を統一する方法の研究を進めさせていただきました。その中で有識者にアドバイスを求めましたところ、価格設定には根拠が必要であり、バス利用者のみ到手厚い補助をしていると見られる場合もあり得ることなどの理由から、バス料金の統一による弊害が懸念される、現状のバス料金に大きな問題はないと思われる、バス料金の統一化には慎重に対応すべきとの意見を頂戴したところです。

市としては、議員のバス料金の統一という提案に関心は持ちつつも、有識者のアドバイスを踏まえ、利用者をはじめ、事業者、関連する公共交通事業者等の意見も伺った上で、慎重に判断をさせていただくものと考えております。

今後、バス料金の統一については、継続して検討をさせていただきたいと考えているところでございます。

私からは以上です。

○議長（田中副武君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

私のほうからは、訪問型サービスDの導入に向けた協議の状況について答弁をさせていただきます。

介護保険サービスの中の介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスDを活用した移動サービスについては、昨年9月の市議会一般質問において御提案をいただいております。通院や買物などの付添支援や、通いの場等への送迎を別主体が実施する場合の送迎といった移動に関する支援の取組について、市町村が実施主体に補助を行うことで実施するという仕組みです。

現在、移動支援の取組として、御厩野地区と馬瀬地区の2か所において、ボランティア団体による社会福祉協議会所有のワゴンタイプの自動車を活用した事例があり、大変好評であると伺っ

ております。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、住民が主体となって参画し、多様なサービスを充実することで地域の支え合いの体制づくりを推進し、住み慣れた地域で末永く暮らせる地域づくりがとても重要となっております。御厩野と馬瀬の事例は、まさしく地域の課題に地域住民が主体となって取り組んでおり、地域課題に対する取組の好事例であるというふうには考えております。

市としては、外出支援ボランティアの皆さんや、地域の支え合い活動のサポート役である社会福祉協議会の生活支援コーディネーターと連携を図りながら地域課題を協議していきます。現状の移動支援の仕組みは、社会福祉協議会の事業として共同募金や社会福祉協議会の会費を活用した仕組みであり、事業の拡大には限界があります。

今後につきましては、訪問型サービスDの活用も含め、第9期介護保険事業計画、その策定の中で移動支援の充実についても地域課題に対する取組として、地域の方や社会福祉協議会と議論を進めてまいりたいと考えており、現在につきましては、先行事例、他市事例の研究、制度の研究などを行っております。以上でございます。

#### ○議長（田中副武君）

上下水道部長。

#### ○上下水道部長（今村正直君）

私からは、2項目目の水道関連についてお答えさせていただきます。

まず、水道料金改定の背景と改定方針についてですが、水道料金改定の背景として、水道事業は人口減少による使用料金収入の減少が続く中、高度経済成長期に整備した多くの施設の老朽化対策や耐震化対策が急務となっております。それらの対策を進めるために、現在、料金改定を計画しておるところでございます。

改定の大きな方針として、老朽化、耐震化対策のため、現在の料金収入総額に対して約5%改定すること。また、改定に当たり3つの柱として、第1に、現在上水道と簡易水道で格差のある料金を統一すること、第2に、ほとんどの一般家庭で利用していますメーター口径13ミリの基本水量以下の方の負担を減らすこと、第3に、現在の水道料金総収入における上水道と簡易水道の負担割合や、使用水量の大小による負担割合などを大きく変えないようにすることなどを今計画しているところです。

2番目のデジタル技術の活用についてですが、元来、遠方監視装置として有線接続の専用モニター等で監視していたものを順次クラウド化し、専用モニターでないパソコンやスマートフォンなどで常時監視できる仕組みを今構築しております。また、ごく一部ではありますが、家庭等に設置されている個別の水道メーターについても、インターネットへの発信機能付きのものを設置し、現地まで行くという労力削減や常時監視について現在実証試験をしているところです。

また、水道施設に設置されています機械、設備についても、専用のタブレット端末を利用し、現地確認の際に管理履歴や修繕履歴を入力し、それらをクラウド上に上げることで、いつでも誰

でも確認できるとともに、それらをデータ化することで更新や取替えの時期などを管理しています。

今後、まだクラウド化できていない施設のクラウド化はもちろん、将来的には水道メーターや本管の流量監視などを含めた監視システム構築を検討していく必要があると考えております。

最後に、水道について市民に伝えることについてですが、令和3年度から上下水道料金の改定に向けて取り組んでいる中、上下水道事業の現状などを市民へ周知する方法などを検討していましたが、ようやくこの6月に下呂市ホームページや下呂市民メールで下呂市水道だよりを発信することができました。内容は回によって経営状況や料金のこと、維持管理等についてお知らせするもので、最初に水道だよりを3回、続いて下水道だよりを3回の計6回を月1回更新し、11月まで発信する予定です。

料金改定に向けて現状を知っていただく予習的なお知らせではありますが、経営状況が厳しいであるとか、維持管理が大変だといったマイナス面ばかりではなく、議員がおっしゃられるような大変良好な水質である等のプラス的な内容も掲載していきたいと考えております。

また、ホームページですとインターネットに慣れていない方は見ることができませんので、担当部署と相談の上、広報紙等への掲載もしていきたいと考えております。以上です。

[1番議員挙手]

○議長（田中副武君）

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

ちょっと時間のほうも欲張り過ぎて少なくなりましたので、まず1点目の公共交通に向けてですが、先ほど教育長のほうから合同部活動はあくまでも土・日であるというようなことで、ただ、土・日に関してもスクールバス等、何か検討が必要だというような回答があったんですが、例えば土・日、そうするとスクールバスが運行されるとなると、部活動以外でも利用は十分可能になってくると思いますし、これがいわゆるコミュニティとの併用というか、これをどうせ設けるのならコミュニティと併用して活用するようなこと、いわゆる混乗化というんですかね、こういうことも、ぜひとも併せて検討していただけたらと思います。

ただ、本当に土・日だけで済むのかというのも、これから多分議論はあると思いますので、やっぱりこれも合同部活動とか地域移行の在り方によっていろいろ方針は変わってくると思いますが、やはり児童・生徒に負担のかからないように、本当に一般家庭に負担のかからないような対策を取り入れていただきたいと、検討していただきたいということをお願いしておきます。

それと、先ほど中原小学校のバスですが、検討するというような話もありましたが、購入を前提にということで回答がありましたが、当然人数も変わっていくことが想定されますが、その場合に、やはりこれも同じようにコミュニティと併せて利用することも踏まえて検討していただきたいのと、購入でなくとも、今の事業者にも車両込みの運行という方法を取りますと、人数が変わってもその年ごとに車両も変えていけるというような事例もありますので、その辺も含めて検



討していただきたいのと、少しでも早く今の状況は改善していただきたいと思いますが、もう一度その辺のお考えを教えてください。

○議長（田中副武君）

教育長。

○教育長（中村好一君）

先ほどの合同部活動の話につきましては、土・日、祝日にバスを出すということで、これに一般の人ということだと思えます。

先ほど言ったように放課後、あるいはこういう土・日、祝日の一番大切にしていかなきゃいけないのは子供の安全面でございますので、そのバスの中の人数や、その他安全面を考えた中で、またそのようなことも検討していきたいと考えております。またよろしく申し上げます。以上です。

○議長（田中副武君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林 雅人君）

ありがとうございます。

購入を前提にということについてのお話ですが、御指摘のとおり、現在も事業所所有のバスの運行による委託も行っておりますが、現実としてそれが可能なのかということについても、事業所等々と下調べも進めておりますけれども、なかなか現実的に難しいというお話も聞くのも現状でございます。

その際に、いざ購入となったときに購入が間に合わないというようなことがあってはなりませんので、必ずスクールバスを途切らせてはならないというところで、購入を前提に準備を進めておるところでそういうお話をさせていただきました。

それから、コミュニティーの話につきましては、学校運営協議会等々の御意見も校長会等を通じて学校の状況をお伺いする中で、もしそういう意見がございましたら、それも考慮することは一つあるのかなということで御意見をいただきましたので、それも検討の中には入れることは必要かなと考えております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

もう一度この中原のバスですが、これは時期的にはいつを、どれぐらいをめどに検討をされているのか教えてください。

○議長（田中副武君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林 雅人君）

先ほど申しましたとおり、本年度の予算では、現在、竹原小関係のバスのみ予算計上されておりまして、まだ政策決定前でございますので、ただ、おっしゃるとおり購入が間に合わないといけませんということで、県との手続等々は進めさせていただいております。

担当者と県との話し合いの中では、補助金等々のことを考えますと、今であれば購入時期も何とか年度内に収まるんじゃないかという見込みで今進めておりますので、もちろんこれから予算を要求する段階でございますので、政策決定がそういうふうになり、また予算をお認めいただけるような状況が整いましたら、年度内の購入、来年度4月からのスタートということは目指してまいりたいと思っております。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

ぜひとも早い対応をお願いいたします。

この料金の均一化については、ちょっと深い議論が必要かと思っておりますので、今日は時間がありませんので、次の話題の訪問型サービスDの話ですが、先ほどの答弁でもありましたけれども、やっぱり地域が主体でこういうことをやっていくということで、以前のおきにもそういう返答がありました。そういう中で、やっぱり地元も立ち上がったという経緯もあります。

立ち上がってやり出したけれども、その支援の制度というものがまだできてこない。このままいくと、どうしても今その思いのある方の場合には持続できますが、やはりずうっと持続ということには問題が生じてくると思います。という中で、やっぱりこれが持続可能なシステムにすることによって、公共交通の一つとしても組み込めることができると思いますので、これはとにかく積極的に取り組んでいただきたいと思いますけれども、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（田中副武君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

訪問型Dの活用につきましては、先ほど申し上げましたとおり、今年度策定をしております第9期介護保険事業計画、その中で検討をさせていただいております。

現在、いろんな市の事例を検討しておるんですけども、残念ながら岐阜県の中でやっている市町村がないんですね。なぜそういうことになっているのか、その辺もしっかり分析しながら導入に向けて前向きに検討していきたいとは考えております。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

ぜひお願いします。

ここで市長、今の公共交通全般について、このような問題、市長としてはどのように考えられているかお答えください。

○議長（田中副武君）

市長。

○市長（山内 登君）

公共交通の問題が今一番、やっぱりこれからしっかり検討していかなければならない、なかなか進んでいないというのも重々に承知をしております。地元の方の利便性、そして路線バスとか、現在の運行していただいている方々との整合性、そういうものもやっていくとなかなか時間がかかる。本当はドア・ツー・ドアのタクシーのような形態に移行していくのが一番いいということで、その点も今検討させていただいておりますし、実際に運行していただく事業者の方々とも協議をしっかりと進めていきたいと思っております。ただ、なかなか簡単に答えが出ないというのが事実で、そこは大変申し訳なく思っておりますし、我々もじくじたる思いがあります。

ただ、今実際にボランティアで頑張っていただいている方々、そこに対するいろんな話合い、そして支援、そういうことは我々ができる範囲でしっかりと彼らに寄り添って進めていきたいと、このように考えております。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の水道のほうです。時間もなくなっておりますが、特に2番のほうですけれども、維持管理のところ、維持管理に要する費用、今後の。今後発生してくる維持管理の費用について、これも踏まえた料金改定ということだと思っておりますが、どれぐらいを想定しているのかというのと、どのようにこの管理費を積み立てられるのかというか、確保していくつもりなのか、この辺教えてください。

○議長（田中副武君）

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直君）

まず維持管理費用でございますが、今は包括委託ということで浄水場関連、それから料金関連も全て委託をしておりますが、大体年間4億近くがかかっておるとというのが現状でございます。これは小規模な修繕等も含めて、電気代等も含めてでございますが、かかっておるところです。それらを含めての、それらを維持するための料金改定ということで5%という数字を試算したところであります。以上です。

〔1 番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

それでは最後になりますが、もう一度確認したいのは、今回の水道料金改定によって、この表を見ますと約60%の世帯、一般家庭世帯では料金の値上げにはならないように読み取れるのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（田中副武君）

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直君）

料金格差がある上水と簡水を統一するというところで、当然上がる御家庭もあれば下がる御家庭もあるということで、一般家庭でいきますと、試算では年間1,000円程度上がるだろうという試算です。ただし、今言ったように、上がる方もあれば下がる方もあるということで、全部平均すれば約1,000円上がるというところで、割合的に何割になるのかというのは、ちょっとはつきり分かりませんが、少なくとも4割近くの方は下がるであろうというような試算をしております。以上です。

[1 番議員挙手]

○議長（田中副武君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

4割が下がるということですね、大体ね。これは簡水のエリアということでよろしいですか。

○議長（田中副武君）

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直君）

簡水、上水を合わせた全域で4割ということで試算をしております。以上です。

[1 番議員挙手]

○議長（田中副武君）

1 番 鷺見昌己君。

○1 番（鷺見昌己君）

ありがとうございます。

やはりこのことは非常に重要なことですので、こういうことも踏まえ、先ほども言ったように下呂の水道水は非常にいいです。塩素を除去するには、一旦煮沸すれば塩素が取れます。それを取るとあるミネラルウォーターとほぼ同じ成分になるということになっております。ですから、ミネラルウォーター購入のことも考えると、やはりある程度の費用は必要なのかなということも思いますので、そういうことも併せて、市民に分かりやすく、やっぱりホームページだけじゃなしに、高山市なんかは特集を組まれています。特集号を出されていますので、こういうのをしっかりと出してって周知をしていただきたいと思います。広報のほうで総務部長、いか

がですか、お考え。

○議長（田中副武君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

議員御指摘のように、皆様に分かりやすくしっかり市の施策をお伝えするということはとても重要だというふうに判断をしておりますし、高齢の方にも分かりやすく伝えるためには、広報紙の活用というのが主なものになるというふうに考えておりますので、今後もしっかり広報していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

1番 鷺見昌己君。

○1番（鷺見昌己君）

ぜひとも分かりやすい告知をお願いいたします。

以上、一般質問を終わります。

○議長（田中副武君）

以上で、1番 鷺見昌己君の一般質問を終わります。

続いて、4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

4番、政策研究会臯、森哲士でございます。

議長の発言許可をいただきましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが5月8日から5類感染症に引き下げられ、法律上季節性インフルエンザと同等の扱いとなり、市内でも各地区でのイベントなど様々な行事が再開されています。まちにさらなるにぎわいや活気を期待するとともに、引き続き手洗いや換気などの基本的な感染予防対策の取組への御協力をお願いいたします。

そんな中、コロナ禍により中止が続いておりました下呂市消防操法大会が4年ぶりとなる6月4日に馬瀬憩いの広場で開催されました。久しぶりに下呂市消防団の雄姿を拝見し、市民にとって心強く感じました。また、馬瀬方面隊の指揮者の選手宣誓では、市民を守る強い意志と旺盛な責任感が伝わり、心が震え、感銘を受けました。しかしながら、消防団の活動は全国的に様々な問題や課題があることも承知しております。

消防団の活動は、平成30年の7月豪雨と令和2年の7月豪雨を教訓に、地域の大黒柱として大変重要な組織であるので、団員の家族はもちろんのこと、下呂市、地域や企業の皆様の御理解と御協力を賜り、さらなる御支援をいただきたいと感じております。

もう一つ明るい話題が飛び込んできました。先ほど1番議員も申されましたが、6月13日の朝刊で発表がありました岐阜未来遺産についてです。

岐阜県では、平成19年度から地域が誇る自然や歴史・文化等の資源を掘り起こし、全国に通用

する観光資源として磨き上げる岐阜の宝ものの認定プロジェクトに取り組んできました。昨今、持続可能な観光、サステナブルツーリズムの国際指標が確立されるなど、持続可能な観光が世界の観光の潮流となりつつある中、このたび岐阜の宝ものの認定基準に同指標を取り入れるなど認定制度を刷新し、世界レベルの認知を目指す観光プログラム「NEXT GIFU HERITAGE～岐阜未来遺産～」として認定する新制度がスタートしました。

この制度に認定された観光プログラムは、岐阜県の持続可能な観光の新たな核として世界に向けて積極的に発信し、誘客拡大に向けた支援をしていくと発表があり、県内2地域、「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり」と岩村町の山城と農村景観めぐりが認定され、大変光栄なことでもうれしく思います。

夏はシャワーライミング、冬は氷瀑巡りと様々なアクティビティを提供し、自然保護にも力を入れ、下呂温泉郷などと連携した宿泊滞在型ツアーの造成も精力的に行っていることが高く評価されました。

また、昨年6月14日に環境省が国立公園の候補地に選定された御嶽山と併せ、下呂市の雄大な自然がナショナルパークの一員となるための第一歩から、また一歩前進しました。下呂温泉郷をはじめ国民保養温泉地の小坂温泉郷、南飛騨健康増進センターや各市内観光地などと連携し、この下呂市の観光を世界に向け発信できるよう、今後さらなるオール下呂が強固なものとなり、一致団結し、御嶽山の国立公園化と岐阜未来遺産の「飛騨小坂～自然のめぐみを体験、滝めぐり、湯めぐり」にさらに磨きをかけ、積極的に県や国と連携し取り組んでいただきたいと思います。

それでは、今回、私からは大きく3項目、10点質問させていただきます。

初めに、小坂町森林組合解散に伴う今後の動向と市としての対応方針について2点と、岐阜県との連携等による森林・林業施策について3点、市職員の人事管理等について5点質問させていただきます。

1つ目に、小坂町森林組合の解散に関しては、新聞各紙にも記載されていましたが、去る3月30日に開催された小坂町森林組合の総代会で賛成多数で解散が決議されました。私も家族が深く関わっていることから、歴史のある組合が解散を決めたことは大変残念です。しかし、平成29年に発覚した国や県の補助金の不正受給により多額の返還金が生じ、その後赤字経営が続いており、また経営を立て直す人材が不在な状況を見ると、これ以上の経営継続は困難と思われ、解散はやむを得ないと受け止めています。

総代会での決議でも、書面を含む110名のうち反対は僅か6名だったことから、組合員の総意として解散を決めたと言っても過言ではないと感じています。

今後は解散に向けた手続に入っていくことになると思いますが、同組合には土地や建物の不動産や金融機関からの借入金も多くあることから、円滑に解散ができるのか不安を感じています。また、解散手続が終わるまでに相当な期間を要すると思われま。

森林組合への助言や指導は、森林組合法で国と県に権限が与えられているようですが、今回の解散は地域への影響が大きい問題であり、市としても状況把握に努め、必要な対策を取っていた

だきたいと考えます。

そこで1点目の質問は、同組合の解散について、今後どのような流れで進んでいくのか伺います。

そして2点目の質問は、小坂地域には約8,100ヘクタールの民有林があり、そのうち約半分の4,200ヘクタールが人工林です。同組合が解散した以降、この森林の管理をどうしていけばいいのか、市としてどのように考えているのかお伺いをいたします。

2つ目の質問は、岐阜県との連携による森林・林業施策についてです。

市は今年の3月に森林づくり基本計画を策定し、この4月から施行しました。この基本計画の概要版を森林・林業に関する特集記事を記載した広報「げろ」5月号と併せて全戸配布されました。また、市内5地域で開催された市政報告会では、森林・林業に対する市長の熱い思い、意気込みを語られました。まさに市は100年先の森林を見据えて動き始めたを受け止めています。

そこで、森林・林業施策について3点質問いたします。

1点目に、森林文化アカデミーとの連携の目的と取組について伺います。

去る3月6日には、市は県立森林文化アカデミーと連携協定を締結しました。同校では平成13年に旧林業短期大学校を改組し、開学した2年生の専修学校で、講師陣には森林・林業にかけるスペシャリストがそろっています。

また、同校内には民間への技術普及を目的とした森林技術開発・支援センターや、森林環境教育の拠点である森林総合教育センターも属しています。このような学校と協定を締結した目的とその取組内容についてお伺いをいたします。

2点目に、ぎふ木育全県展開について伺います。

県では今年度ぎふ木育全県展開戦略を掲げています。このぎふ木育とは、森林に加え、木とも触れ合い、学び、共に生きるというものであり、下呂市でも取り組んできました。子供たちへの森林環境教育は、自然と触れ合うことで豊かな心や地域への愛着を育むとともに、ひいては将来の森林・林業の担い手にもつながる重要なことでもあります。一層推進する必要があると感じます。

そこで市が進める施策と、県が進めようとしているぎふ木育全県展開戦略との連携についてお伺いをいたします。

3点目に、小規模森林所有者への支援策と周知方法についてお伺いをします。

森林保有者の多くは、搬出間伐や主伐・再造林などの森林整備を森林組合などの森林事業者体に委託しています。国の支援もこうした森林整備に対する内容が中心となっていますが、古くから林業が盛んな下呂市においても、自ら森林整備を行う小規模な森林所有者も多いことから、広大な森林を管理していくためには、林業事業者体への支援だけではなく、こうした小規模な森林所有者に対する支援も必要だと感じます。どういった支援を行っているのか、またその支援内容をどうやって周知しているのかをお伺いいたします。

3つ目の質問です。市職員の人事管理についてです。

近年、人口減少や少子高齢化、都市部への人口集中の急速な進行によって様々な課題が顕在化

しつつある中、組織という観点から見ると様々な分野で担い手が不足しています。地方公共団体であっても同じことが言えると感じます。

さらに個人という観点から見ると、若者や働く世代を中心に仕事や家庭、プライベートに対する価値観の変化、多様化が進んでいて、柔軟な働き方やライフスタイルを選択できるような社会が求められています。

現在、日本国内では多くの企業で人手不足、人材不足が取り沙汰されています。下呂市でも同様ではないかと感じます。人手や人材不足の状況が続くことで、事業展開や事業維持が難しくなり、市の成長や安定に影響があることは至極当たり前のことです。そこで、人手、人材不足を解消するためには、その原因を明確にし、適切な解決策を実行することが必要ではないかと考えます。

そこで5点質問いたします。

1点目に、各部署における職員への配置人員は適正であるか。そして合併以来、団塊の世代の退職や早期退職による職員の減少により現職員に負担はかかっているのか。

2点目に、若年職員の中途退職が増加していると聞いていますが、その現状と解決策はあるのか。

3点目に、職員の健康維持のためのセルフケアの実践、メンタルヘルスケア、ヘルプラインの体制整備の取組について。

4点目に、昇進適性検査制度の現状と問題点についてですが、試験制度はある程度必要だと思いますが、職員が納得のいく制度となっているのか。

5点目に、市役所における働き方改革の取組と状況についてお伺いをいたします。

以上、大きく3つの質問について、答弁は一括にてお願いをいたします。

#### ○議長（田中副武君）

それでは、順次答弁をお願いいたします。

農林部理事。

#### ○農林部理事（小木曾謙治君）

私には大きく2項目について御質問をいただきましたので、まず1項目め、小坂町森林組合に関連し、2点お答えいたします。

1点目、小坂町森林組合の解散に伴う今後の動向についてですが、森林組合の解散につきましては、県が許認可の権限を持っておりまして、令和5年5月22日付で小坂町森林組合から県に対し解散認可申請書が提出され、現在、県において審査がなされている状況でございます。

今後、解散が認められた場合、森林組合は解散の登記を行い、組合としての権限はなくなりますが、これまで実施してきた森林整備などの事業に係る支払いや補助金の受入れなどの業務は継続することができます。

解散登記後、現在の役員で構成する清算人会を設立し、保有する資産、債務等の清算手続に入ることになりますが、不動産の売却や他団体に出資した出資金の返還など調整に時間を要する業



務もあり、少なくとも今後1年間以上はかかると見込んでいます。

こうした清算手続が完了した場合、清算終了総会での議決を経て、清算終了の登記を行い、全ての手続を終えることとなります。

一方で、清算手続を進める中で債務を完済できなくなった場合は、破産の手続を進めることとなります。

続いて2点目、今後の小坂地域の森林管理に対する市の対応方針についてですが、小坂町森林組合には480人の組合員がいますが、今後は同組合に森林整備等を委託できなくなります。一方で、市内には森林整備を行う民間の林業会社が幾つかあり、小坂地域でもこれらの林業会社に森林整備を委託してきた方もいらっしゃると思いますが、引き続き森林組合に管理を頼みたいという声も多く聞かれます。

市内には、かつて小坂町森林組合との合併を検討していた南ひだ森林組合があり、この組合は職員数約50人と規模が大きく、森林整備の実績も多くございます。このため、市としては南ひだ森林組合に小坂町森林組合の業務を引き継いでいただきたいと考えております。

ただ、業務を引き継ぐためには、南ひだ森林組合が定款を変更し、小坂地域を活動区域に含める必要があります。この定款変更には早くとも来年3月になる見込みです。また、南ひだ森林組合に組合員として森林管理を委託したい所有者は、改めて同組合に出資を行っていただく必要もございます。

今後は、小坂町森林組合の解散及び清算が適切に行われるよう、役員会等に出席し状況把握、助言等を行うとともに、南ひだ森林組合に円滑に業務が引き継がれるよう、関係者に協力を求めていきたいと考えております。

続いて、大きく2項目め、岐阜県との連携等による森林・林業施策について、3点お答えします。

まず1点目、森林文化アカデミーとの連携協定の目的と取組についてです。

市では、下呂市森林づくり基本計画に基づき、あらゆる分野で森林・林業施策を進めていくこととしておりますが、専門的な知識、技術面において、市の職員だけでは力不足な分野もございます。

このため、森林・林業に係る高度な専門知識と技術を有する森林文化アカデミーと連携協定を締結し、特に森林整備の推進、担い手の確保、育成について連携することといたしました。

具体的には、市が条例で定めている萩原町四美根越にある下呂市300年の森を整備するに当たり、その整備方針の策定について支援を受ける予定です。また、林業事業者が実施する技術向上のための研修会について、その内容の企画や講師派遣等について支援を受けることも計画しております。

一方で、市からアカデミーに対しては、学生の確保、学生への支援、学生が学ぶ機会の創出などについて協力することとしています。

こうした内容は、現時点でアカデミー側と調整を進めている連携内容の一端ですが、今後も必

要に応じて内容を見直し、時流に即した連携に取り組んでいきたいと考えております。

次に2点目、ぎふ木育全県展開戦略を踏まえた市としての取組についてです。

市ではこれまでも森林環境教育の推進に取り組んでおりまして、具体的には森林環境譲与税を活用し、市内のNPOに委託しまして、こども園や小・中学校での森林環境教育の授業を実施しております。今朝の新聞でも取り上げられておりました尾崎小学校での取組も、この活動の一環でございます。今後もこうした活動は継続していく方針でございます。

加えて今年度は、幅広い世代に木に触れ合っていただく木育にも力を入れていきたいと考えております。具体的には、今年4月に市内14の木工関係事業者で設立された下呂の木の会とも連携して、市産の木材を使ったワークショップなどを展開していく計画です。

さらに、先ほど述べた森林文化アカデミーとの連携の一環でもありますが、アカデミー内にある森林総合教育センターmorinosの職員にお越しいただき、こども園の園児向けの森林教室を実施してもらうことも計画されております。こうした取組は、県が進めるぎふ木育全県展開戦略とまさに合致していると受け止めております。

また、この戦略では、県が主導してぎふ木育を推進する団体の設立を促すことも視野に入れられております。市としてもこうした団体の必要性は感じておりますので、県と連携し、団体の設立を促すとともに、団体が設立された際には、その活動を支援していきたいと考えております。

最後に3点目、小規模な森林所有者への支援策とその周知方法についてお答えします。

小規模な森林所有者が実施する国の補助事業の対象にならない森林整備に対しましては、県が経費の5割を負担し、市を通じて支援する制度がございます。

この支援の対象は、間伐や再造林といった森林整備だけでなく、こうした作業時に必要な防護服やヘルメット等の購入費用も含まれております。これに加え、市では森林環境譲与税を活用し、再造林に対し、独自にさらに2割を上乗せし支援しております。

また、市内には91地区の森林所有者で構成する森林造成組合が44団体ありますので、この造成組合を通じて各種支援制度の周知を図っているところでございます。

議員御指摘のとおり、個々の森林所有者の方も森林整備を担う大切な人材ですので、森林造成組合を通じて森林所有者の意見をお聞きし、必要に応じて県への働きかけや制度の見直しを検討してまいります。以上でございます。

#### ○議長（田中副武君）

総務部長。

#### ○総務部長（今瀬成行君）

私のほうからは、3項目めの市職員の人事管理についての5点についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、各部署における職員の配置人員は適正であるかという問いでございますが、合併当初843名であった職員数は、行政改革と定員適正化の取組により、平成22年度には700名を切る668名となり、平成27年度611名の最少人数を経て620名前後で推移をしております。

現在の職員数は612名で、平成22年度以降、条例定数の668名を下回っておりますが、限られた職員数の中で、組織、人事に関する実態把握や総合計画のローリングによる主要施策、主要事業を踏まえ、事業と事務が円滑に進むよう、各年度ごとに各部署の人員配置に努めておるところでございます。

なお、今後も市民ニーズや施策の展開など、時代の変化に対応できる組織の在り方と人員配置を行うことが必要であるとも考えております。

また、職員のスキルアップが図られるよう、管理職の目の届く組織再編を今後検討し、管理職においてはマネジメント能力の発揮、一般職においては管理職との意思疎通による業務遂行能力の向上を図る必要があるとも考えております。

続きまして、2つ目の若手職員の早期中途退職者増加の現状と解決策についてお答えをさせていただきます。

過去3年間の年度途中における退職者の数は、令和2年度は7名、うち行政職が4名、令和3年度は10名、うち行政職が8名、令和4年度は17名、うち行政職は11名で年々増加傾向にあります。

また、令和4年度中の20代から30代の若年層の退職状況は、年度末の退職者を含めて13名、このうち年度途中の退職者は8名でございます。その主な理由はIターンや結婚など、それぞれの一身上の都合ということでございます。

職員は行政を運営する中で大変貴重な財産であるというふうに考えておまして、退職のお申出をいただいた場合は、面談を行い、人事異動を含めた様々な提案をさせていただいて、何とかとどまっていただけよう支援も行ってありますが、これといった特効薬がないのが現状でございます。

しかし、今後の解決策としまして、新規採用に関しましては、インターシップの積極的な受入れにより市役所の業務内容や魅力をしっかりお伝えすること。配属時には募集時のエントリーシートの希望を踏まえた配置、採用後はA I やR P A などD X 研修など職員研修を充実させることにより、何とか退職者を防いでいきたいというふうにも考えておりますし、民間企業との連携によるマッチング機会を活用しながら、中途採用や社会人枠での採用などもさらなる人材確保に向けて進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、3つ目の職員の健康維持のためのセルフケアの実践、メンタルヘルスケア、ヘルプライン体制の整備の取組についてお答えをさせていただきます。

職員の健康維持に向けた身体面では、健康診断や人間ドックなどの受診を促進し、その後の健康指導を個別に実施しております。精神面ではメンタルヘルスチェックを毎年実施し、ストレスの状況把握と高ストレス者には面談の実施も行っておるところでございます。

また、ハラスメントに関しましては、定期的に調査により実態の把握とその解消を図っており、所属長が所属職員の状況を把握するケースと、職員個人が人事係へ直接御相談をいただくケースというふうに、状況に応じた体制も整えて取り組んでおるところでございます。これとは別に、

人事評価面談を通じて体調不良や悩みなどの相談できる体制も整えておるところでございます。

このほかにも、身の上の相談や悩み事など、随時相談ができるよう相談員を人事係に配置しており、相談者へは経過観察も含め、定期的な支援を行っておるところでございます。

また、健康維持の予防活動として時間外勤務の状況を毎月把握し、状況に応じて改善に向けた気づきの促しを行っておるところでございます。

続きまして、4つ目の昇任適性検査制度の現状と問題点についてお答えをさせていただきます。

市役所に求められる使命を全うするためには、組織体制の強化を進め、高い意欲と能力を身につけた職員を養成していくことが重要であるというふうに考えております。特に管理職への昇任は、職責に対応できる職務遂行能力を適性検査により確認するとともに、管理職としての資質を人物評価により総合的に判断し昇任させる必要があることから、昇任適性検査を実施しておるところでございます。

以上のことから、試験という印象がなかなか払拭できませんが、負担として捉えるのではなく、行政知識を養うための研修で、将来の自信につながることを目的としておるといことで職員にも周知をしており、今年度で4年目を迎えております。

検査を実施することに当たっては、論述検査の題材をあらかじめ提示し、時間をかけて作成することや職員の考えを最大限に引き出すことなど、毎年試行錯誤をしながら進めておりますが、一般職の中でも専門性の高い分野での職員へ対応できる筆記検査の問題の選択制の導入や、管理職を目指す職員意識の向上に努めていくのも必要であるというふうに考えております。

最後に、5つ目の市役所における働き方改革の取組状況ということで、働き方改革は、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方が実施できるようにする取組であると認識しており、時間外勤務の規制や年次有給休暇の確実な取得などに関する法律も改正されておるところでございます。

このような状況の中、行政を運営するために果たすべき事務事業を確実にこなしながら、職員の健康維持、ワーク・ライフ・バランスを念頭に置いた取組を行っております。時間外勤務につきましては、全職員の勤怠を管理し、40時間を超える場合はその要因を把握し、必要に応じた所属長との面談、改善に向けた指示を実施しております。

年次有給休暇につきましては、夏期休暇や年末年始の休暇にプラス1の有給休暇の取得を勧めるなど、取得の促進を図っておるところでございます。

また、育児や介護と仕事が両立できるよう特別休暇の取得も推進しております。特に育児に関しましては、短時間勤務による育児休業の取得、令和4年10月から施行される産後パパ育休の取得を推進しており、今年度は男性職員1名が今のところ取得をしたいという意思を示していただいております。

多様な働き方については、コロナ禍であったことも手伝って在宅ワークが普及してきておりまして、現在でも市民サービスの低下を招かない範囲の中で取り組み、例えば研修等については、在宅でのワークを認めておるといようなところもございまして、その他にも試験的な導入です

が、一部部署においてフレックス勤務、朝1時間早く出て早く帰る、夕方1時間遅く残るというようなことの実施も実施をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（田中副武君）

教育長。

○教育長（中村好一君）

私からは、下呂市で働く学校職員について話をさせていただきます。

学校における教職員の配置につきましては、県の異動方針に従って県教委、飛騨教育事務所と下呂市の教育委員会で配置につきまして適切に進めております。

今年度20名の常勤講師を配置することで、未補充がなく学校運営を行っております。しかし、今後病気休暇や産休など職員の補充が必要になった場合は、講師をやっていただく方を探すのは大変難しい状況であり、退職した方のお力を借りる方向で向かっております。

若年職員の中途退職の解決策と学校職員の健康維持に関しまして、学校の取組を説明します。

現在、教職員の病気休暇や休職に入っている人はおりません。校長会発信の中学校における生徒の教育活動を16時半までという改革は以前に話をさせていただいております。校長会が現在の教育課題を真っ向から受け止めて、子供たちのため、職員のために主体的、創造的な働きかけをしていただいております。職員が健康で働ける環境づくりについて、さらに各学校の取組の成果を洗い出して広めていきたいと考えております。

その他全ての学校において、職員の毎月の時間外勤務時間を職員自身と管理職が把握して、働き方のマネジメントをする力をつけるように促しているということです。また、人事評価に関わる管理職との面談を利用して、教職員の持病などの健康状態や家族の状況なども把握して、必要に応じて働き方の配慮をするようにしております。

さらに毎月のコンプライアンスチェックの一つとして、メンタルヘルスチェックを行ったり、相談窓口を紹介したりして教職員が安心して働けるよう、セルフケアの実践やメンタルヘルスケア、ヘルプラインの周知に取り組んでおります。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

小坂町森林組合について、今粛々と進んでいるということですが、やはり今度南ひだ森林組合のほうに移行をするということについて、下呂市としても出資株主であったということもありますし、早急に進めていただいて、小坂の所有者、組合員ですね。小坂町森林組合の組合員の方々に安心できるような報告をしていただきたいと思いますし、やはり小坂町というのは林業で栄えたまちであります。そういった歴史もありますので、広大な面積もありますので、その辺のことについて着実に進めていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

そこで市長、すみません。今の小坂町森林組合について、解散を市長としてどう受け止めておられるのか、お聞かせください。

○議長（田中副武君）

市長。

○市長（山内 登君）

小坂町森林組合の問題は、前からいろんな問題があるということは承知をしておりました。今回、そういう決断をされたということで、我々とする過去のこととして、今後どのように事業継承がなされていくかということをしかりと、これは市としても当然責任がある立場ですので、それなりにずうっと見守ってきましたし、いろんな形で関わりは持ってきたつもりでございます。

今後とも、南ひだ森林組合との関係も、我々も積極的に事業継承がしかりとなされるような方法で検討してまいりたいと思いますし、小坂の森林整備が滞ることのないことだけは、しかりと守っていききたいなあというふうには感じております。

〔4番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

そういったことでよろしく願いをいたします。

それでは続きまして、職員のメンタルヘルスケアの関係についてなんですけれども、メンタルヘルスケアのチェックを毎月しておることなんですけれども、チェックをした中身をしかりと管理職の方はのみ込んで、それから職員との面談等、そういったことをされているのか、その辺について説明していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田中副武君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

今ほど御質問のありましたメンタルヘルスについては、大変デリケートな問題を多く抱えておるということで、主に人事のほうを担当をさせていただいております。人事のほうがお話を御本人さんからお聞きしまして、その中で必要とあれば担当部局の部課長とも情報共有をしながら、本人さんのバックアップ、また御相談に乗っていくということで努めておるところでございます。以上でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（田中副武君）

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

非常に今、多様な考え方もいろいろあって、若者の早期退職もいろんな千差万別の理由がある

というふうに思いますが、やはり企業というのは適材適所であって、少数精鋭で中身の濃い仕事をする、利益を上げるというのが企業でありますけれども、地方公共団体公務員に関しては、そういったこととは違って、やはりマンパワー、その道にたけた職員が中身の濃い仕事をしていくということのほうが大切だということを思っております。

そういった中で、今人材確保というところで全国的な問題になっておるんですけども、採用試験は年間どのぐらいやるのかというようなところと、それからあと地元の方の採用に当たっての、要は市としてのアピールの仕方について説明していただければありがたいと思います。

○議長（田中副武君）

総務部長。

○総務部長（今瀬成行君）

採用試験の実施につきましては、昨年度の例を捉えますと、5回にわたって大卒の新規卒業者、高卒の新規卒業者、中途採用、その後は欠員補充というわけではございませんが、定員枠を捉えるべく順次実施をしてきたところで、総受検者数が160名を超えまして、採用通知、内定を出したのが三十数名、そのうち就職していただけたのが事務職でいいますと10名以下、それに消防職、いろんなところを加えまして20名程度というところでございます。

今後も積極的に今人事のほうで地元採用ということも含めまして、まず地元の高校である益田清風高校さんのほうへも人事担当がお伺いをして、積極的に受検をしていただけるようにお話をさせていただいておるところでございますし、県内近隣の大学、高校にも今後働きかけをしながら、ぜひ受検をしていただけるように、また職員となっただけのようにお話をさせていただいておるところですが、先ほど議員のほうから御指摘のありましたように、民間さんと若干公務員は違いまして、早めの採用活動とか募集活動ができないとか、他の公共団体さんと併願、また同時の受検が可能だというようなところもありまして、なかなか人材の確保には苦慮しておるところですが、今後も積極的な周知、働きかけをしながら取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

[4番議員挙手]

○議長（田中副武君）

4番 森哲士君。

○4番（森 哲士君）

どこの企業もというか、この市役所でも同じ問題ではあると思いますけれども、やはり働く職場が楽しくてというか、下呂市の職員であれば下呂市のために、住民のために一生懸命頑張るんやというようなところ、企業であれば企業のために利益を上げるんやというようなところの目的、目標があれば、やはり早期退職とか、そういったことも改善されるのかなあなんてことも感じております。

そういった中では、やはりコミュニケーション、報告、連絡、相談がしっかりできる、そういった職場でないと駄目なのかなということを思っておりますので、それともう一つ、僕もこうい

う経験があるんですが、まず管理職が元気でなけな駄目や、管理職が。

今この時代の流れで多種多様な業務が増えてきて、また人材も減ってきてというところの中で、人のことはなかなか構っておれんというような余裕がないのが現状だというふうに思いますけれども、皆さん方はやはり管理職という中ではあっても一人の職員でもあります。

そういった中ですので、とにかく元気を出して、アンテナを立てて、楽しい職場でコミュニケーションが取れるような、そして報告、連絡、相談が和気あいあいとできるような職場になれば、前に進んでいけるのではないかというふうに思いますので、何とかそういったことで確保をしていただきたいなということを思っておりますので、よろしく願いをいたします。

時間が参りました。質問を終わります。

○議長（田中副武君）

以上で、4番 森哲士君の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午前11時といたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（田中副武君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

7番 中島ゆき子でございます。

5月30日はごみゼロの日でした。各地域ではこの日に合わせて、近い日曜日などに朝早くから町内の清掃に取り組んでいただきました。私の町内では、小学生の皆さんも一緒に参加してごみや雑草などを取り、地域が大変きれいになりました。地域の皆様に御協力に感謝を申し上げます。

それでは、通告させていただきましたとおり一般質問を始めさせていただきます。

今回は2項目8点について質問をいたします。

初めに、家庭ごみの出し方の見直しに係る現状と課題について伺います。

下呂市では、可燃ごみとペットボトルの出し方が今年の4月から変わりました。可燃ごみは袋の指定はなく、厚さ0.025ミリ以上で45リットルまでの透明なビニール袋に、配付された無料のシールを貼って出すこととなりました。また、ペットボトルの出し方は大変簡単になり、45リットル以内の透明のビニール袋であれば袋の指定はなく、無料で出すことができるようになりました。

市長は就任当初から、下呂市のごみ袋の65円は高いと発言されています。今回の変更はこの考えによるものと思いますが、市民の方からは、可燃ごみの袋に無料券を貼る出し方の変更について、ごみ袋の値段を安くするだけでよかったのではとの声もあり、当初はシールを貼って出す変更戸惑いがありました。

また、下呂市廃棄物減量等推進審議会では、令和5年度は10%削減という目標を出して市民に



削減に取り組んでもらったらどうかとの意見が出ていましたが、今年度は削減率ゼロ%として無料もえるごみ処理券が配付されました。

市長は、令和5年度、これからの未来を見据えた3つのキーワードの一つとして、GX、グリーン・トランスフォーメーションを掲げています。その中で、市全体のごみの排出量を減らすことにより、将来建設するクリーンセンターの建設コストを抑えることで、持続可能なまちづくりにつなげていくとしています。

そこで、今回の家庭ごみの出し方を変更した目的を市長に伺います。

2点目の質問です。

広報「げろ」4月号で、手元に残った青色のもえるごみ専用袋とペットボトル専用袋は来年3月まで使えますと突然の発表がありました。この2種類のごみ袋については、今年の4月以降も使えますと聞いていましたが、期限があることは説明がありませんでした。当然ですが、広報「げろ」を見た市民の皆様からは、もえるごみ専用袋とペットボトル専用袋の使用期限について市へ問合せがあったと聞いています。さらに、市は広報「げろ」5月号で、燃えるごみとペットボトルの専用袋は今年の11月以降、65円の袋1枚と有料もえるごみ処理券1枚100円と交換することを追加発表しました。

ごみの出し方が変わるとい話が出始めてからは、主にごみを出している女性の方から、いろいろなことについてなぜという問合せが私にも多くあり、市民の皆様への説明が不十分と感じています。

市は、可燃ごみとペットボトルの出し方を変更するに当たり、しっかり出向いて説明をすることでしたが、ある自治会からは、説明会を希望しても日程が決まらず、未開催であると聞きました。そこで、今までに開催した説明会の会場と回数について伺います。

3点目の質問です。

今まで使用していたもえるごみ専用袋とペットボトル専用袋の今後の取扱いについて、改めて確認をします。

5月時点では、手元に残っているもえるごみとペットボトルの専用袋は、今年の11月以降に有料もえるごみ処理券1枚と交換するが、方法については決まっていないということでした。その後、交換方法は決まったのでしょうか伺います。

4点目の質問です。

次の質問は、変更する予定の不燃ごみの収集についてです。

新たな出し方の実証実験として、今年の1月頃から市内の5地域がモデル地区として籠による収集が始まりました。それぞれの区長の皆様には、地区での説明と現場でのチェックなど大変御苦労をおかけしています。

しかし、この実証実験もここに来て、籠の積卸しに時間がかかり渋滞が発生したことにより収集場所が変更されたことや、前日の夜のうちに収集の対象でないものが置かれていたなど問題が出ています。

実証実験により問題が分かるものですが、市内全域で籠による収集を開始すると、籠の数が多く、収集業者の作業が大変になることや籠の準備に費用がかかるなどの問題は事前に分かっていたのではないのでしょうか。

実証実験から約3か月たちました。モデル地区からの御意見と、それを踏まえた市の今後の方針について伺います。

5点目の質問です。

飲料用の空き缶とペットボトルの回収は、各振興事務所と下呂中学校でも始まっています。そこまで持っていける人は、いつでも処理できるようになったので便利になったという声をいただいています。しかし、振興事務所などに持っていけない人は、今までどおりの収集場所に出している人も多いようです。収集業者の手間は変わりません。

また、各振興事務所では、職員がいっぱいになった袋の入替えをしています。中には、職員が休日出勤をして袋の入替えをしている場合もあり、休日出勤手当の支給が発生しています。

各振興事務所に回収場所が設置されましたが、現状の課題とその対策について伺います。

1項目めの最後の質問です。

ごみの減量化に取り組む市の方針により、新たに雑紙の回収を始めたことは大変よい取組ですが、各家庭で集めた雑紙の収集方法が未定です。地域によってはリサイクル業者に直接持ち込んでいるところもあります。雑紙の売却は市の収入になりますので、市として回収できる手段を早期に決める必要があります。

また、プラスチック製品の分別などリサイクルできる品目を増やす取組は重要と考えます。今後の予定について伺います。

2項目めは市が発注する工事等の随意契約について伺います。

下呂市は売買、貸借、請負その他の契約で、その予定価格が下呂市契約規則で定める額を超えない場合は随意契約ができるとしています。例えば、工事または製造の請負は130万円以下、財産の買入れは80万円以下など、6項目について規定されています。

しかし、この規定を超えた場合でも、一般競争入札によって契約を締結することが公共の目的に反する場合や事業の能率的な運営を阻害すると認められるような場合は、随意契約の方式を採用できるとあります。今回は、工事の契約に当たり、随意契約としたものについて質問します。

令和3年度は39件、令和4年度は29件、随意契約による工事を行っています。

令和3年度は、令和2年7月に発生した豪雨災害に関連した復旧工事や令和3年8月の台風による災害復旧工事などがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に当てはまる随意契約が多くありました。

平成30年4月に、財務課から随意契約ガイドラインが出ています。随意契約の基本的な考えとして、随意契約は競争契約を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、適正執行に努めなければならないとあります。

本定例会初日に議決しました第62号 財産の取得については、消防ポンプ自動車の購入に当

たり、1回目の入札で予定価格を上回っていたことから2回目の入札を行いました。競争入札では当たり前ですが、随意契約であっても有利な価格によって契約を締結しなければなりません。

そこで伺います。工事の契約に当たり、随意契約を行うことを判断、決定する部局はどこにありますか。

2点目の質問です。

令和3年度、4年度の工事の随意契約の中に、理由の一つとして、隣接する工事現場で使用する重機を兼ねることで安価に施工できるとありました。安価にできる根拠として、重機運搬費の比較検討を行っていたのか伺います。

以上、2項目について、個別で答弁をお願いいたします。

**○議長（田中副武君）**

それでは、1番目の質問に対する答弁をお願いいたします。

環境部長。

**○環境部長（田口 昇君）**

私のほうから御説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

初めに、家庭ごみの出し方を変更する目的につきまして、答弁をさせていただきます。

下呂市におきまして、家庭から排出される燃えるごみは、令和3年度約92万4,000袋ございましたけれども、これら焼却されますごみの減量化を第一の目標としております。このため、令和5年4月からこれまでの青いもえるごみ専用袋から、市推奨袋または市販の透明袋にもえるごみ処理券を貼って出していただく方法に変更させていただきました。

市民の皆様には、無料もえるごみ処理券を令和5年3月に世帯ごと、総数で令和3年度もえるごみ専用袋排出枚数と同等の92万2,000枚を配付させていただきました。令和5年度は、この方式に慣れていただくため、削減率はゼロ%としておりますが、今後、この無料もえるごみ処理券を段階的に削減してまいりたいと考えております。無料もえるごみ処理券がなくなりましたら、有料もえるごみ処理券を購入していただくこともできますが、無料もえるごみ処理券の配付枚数以内でごみを出していただくことに御協力いただきたいと考えております。今後、状況を検証しながら、無料もえるごみ処理券の配付枚数を10%、20%、あるいは30%と削減し、ごみの減量化を目指していきたいと考えております。

ごみの減量化への取組は、次期クリーンセンターの建設コスト削減に大きく関わってまいります。焼却施設のダウンサイジングは、建設費はもとより、維持管理費、さらには最終処分場の運用期間の延命にもつながり、大きな削減となります。これは二酸化炭素排出量削減による脱炭素社会の実現に向けて取り組まなければならない重要な施策であると考えております。

また、市指定のもえるごみ専用袋、ペットボトル専用袋、及び飲食料用あきかん専用袋、飲料用あきびん専用袋など、不燃ごみ専用袋につきましては、ロシアのウクライナ侵攻などの世界情勢の影響による物価高騰が上げられます。市指定の専用ごみ袋の価格高騰が顕著であり、令和3年度1枚当たり、飲料用あきびん専用袋は、令和3年度14.9円でありましたが、令和4年10月に

においては32円、飲食料用あきかん専用袋は、令和3年度1枚当たり15.8円が令和4年10月時点では32.7円、ペットボトル専用袋は同様に令和3年度14.9円が令和4年10月において30.2円と2倍を超えております。したがって、販売しております市指定の専用袋65円の約半分が仕入れ額となることから、市指定の専用袋の廃止が妥当であるというふうに考えております。一方、市販の透明袋も価格高騰しておりますが、汎用性の高い市販の袋は競争原理が働き、同時期約30%程度の値上げとなっております。

最後に、市指定のごみ袋の販売価格は、ほかの自治体と比較して高いとの御意見を多くいただいております。この指定袋を廃止することで、市民の皆様の経済的負担を軽減することも目的の一つであります。

以上が、家庭ごみの出し方の変更を行う目的とした理由でございます。

次に、2つ目の御質問、可燃ごみとペットボトルの出し方を変更するに当たり、これまでに開催した説明会の会場と回数につきまして、答弁をさせていただきます。

各地域自治会連合会での説明につきまして、萩原地域自治会連合会におきましては、萩原農事センターにて3回、小坂地域自治会連合会におきましては、小坂振興事務所などにて3回、下呂地域自治会連合会におきましては、下呂市民会館において4回、金山地域自治会連合会におきましては、下原公民館にて2回、馬瀬地域自治会連合会におきましては、馬瀬振興事務所などにて4回にわたり、各地域の区長さんなどに説明をさせていただきました。また、区長さんからの説明の御要望いただきました自治会の区民の皆様への説明会につきましては、それぞれ地域の公民館におきまして、合計20回説明会を開催させていただきました。

そのほか、萩原環境衛生委員会などの各団体の会合、市政報告会、さらに区長さんをはじめ区の役員の皆さんには、御要望に応じて説明をさせていただいております。

続きまして、3つ目の御質問、今までに使用していた可燃ごみ専用袋とペットボトル専用袋の今後の取扱いについて、答弁をさせていただきます。

皆様のお手元に残っている青色のもえるごみ専用袋とペットボトル専用袋は、令和6年3月まで、燃えるごみの袋として、もえるごみ処理券を貼らず、氏名を記入していただき、御利用していただくことができます。

ただし、令和6年3月までに使い切ることができない方は、令和5年11月以降、翌年の令和6年3月31日までに、有料もえるごみ処理券と交換することができます、方法については、まだこれから検討してまいります。

また、有料もえるごみ処理券と交換し、回収させていただいたもえるごみ専用袋とペットボトル専用袋につきましては、災害時におきまして大量に発生します災害ごみ用の袋として備蓄させていただくとともに、その他有効活用についても検討してまいりたいと考えております。

続きまして、4つ目の御質問、不燃ごみの新たな出し方の実証実験をしているモデル地区からの意見と、それを踏まえた市の今後の対応方針につきまして、答弁をさせていただきます。

萩原地域の上村区、小坂地域の大垣内区、馬瀬地域の西村区につきましては令和5年1月から、

下呂地域の湯之島区の一部、金山地域の金山第2区におきましては令和5年2月から、モデル地区として籠によります不燃ごみの出し方の実証実験に御協力いただいているところです。

地域の役員の皆様をはじめ、区民の皆様からは、よい意見はもちろん、多くの問題点や不備・不安等御意見をいただいておりますので、今後の対応としましては、自治会、下呂市廃棄物減量等推進審議会、収集業者などからさらに御意見を伺い、籠による排出方法に限らず、よりよい方法についてしっかりと検討した上で、市民に寄り添った不燃ごみの出し方となるよう方針を決定したいと考えております。

次に、5つ目の御質問、飲料用空き缶とペットボトルを各振興事務所などで回収しているが、その現状と課題につきまして、答弁をさせていただきます。

特に排出量の多い資源ごみでありますペットボトルと飲食料用空き缶については、昼夜を問わず年中いつでも御利用いただくことができるよう、令和5年3月から各振興事務所に資源ごみステーションを設置させていただきました。

特にペットボトルにつきましては、設置当初から徐々に持ち込まれる量が増加しておりまして、設置しました籠がすぐにいっぱいとなり、あふれ出てしまうこともありますので、頻繁に回収を行っております。各振興事務所においては、利用状況を確認しながら、籠のサイズを大きくし、また籠の数を増やし対応しておりますが、今後もさらに増加することが見込まれるため、設置場所、規模及び回収方法も含めて検討してまいりたいと考えております。

それでは、6つ目の御質問、リサイクルできる品目を増やす今後の予定につきまして、答弁をさせていただきます。

家庭から排出されます燃えるごみの中身でありますが生ごみ、紙類、そしてプラスチックが主なものであります。生ごみにつきましては、家庭において堆肥化に御協力をお願いしたいと考えております。

次に、紙類であります生ごみ、新聞、雑誌、段ボールにつきましては、PTAなどの資源回収に御協力をいただきリサイクルされております。

さらにお菓子やティッシュなどの、これまで燃えるごみとして焼却されることもございました雑紙につきましても、リサイクルできるよう、PTAなどにおきまして回収していただくこととなりました。また、一部の店舗におかれましても持ち込んでいただくこともできます。

最後に、プラスチックであります。一口にプラスチックと言っても様々な種類がございますが、回収やリサイクルしやすい食品トレイにつきましては、一部の店舗におきまして回収されております。しかしながら、大半のプラスチックはリサイクルされることなく焼却されているのが現状であります。

これら廃プラスチックの資源化について、ケミカルリサイクルによる水素製造検討会を発足させ、第1回目の検討会を令和5年4月26日に開催しております。低炭素水素製造事業の実現に向けて、企業3社、下呂市を含む14の自治体及び12のオブザーバーと共に検討を進めてまいります。廃プラスチックから燃料電池自動車、あるいは合成燃料の材料となります水素製造に向けて、下

呂市をはじめ検討会に参画する各自治体においては、廃プラスチックの分別、収集を、それから企業においては水素の製造、燃料供給までのサプライチェーンの構築を目指すものです。

現時点におきましては検討中ではありますが、水素製造プラントの完了に合わせ、下呂市として市民の皆様にご協力をいただき、廃プラスチックの分別収集に取り組むことを検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（田中副武君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

ただいま環境部長から御答弁いただきました。

市長に伺います。今回のごみの回収方法、燃えるごみ、ペットボトルの回収方法の変更について、市長の思いをお願いいたします。

○議長（田中副武君）

市長。

○市長（山内 登君）

ごみの総量抑制、そしてリサイクルの推進、これはもう下呂市だけの問題ではなくて、世界的な潮流でございます。SDGsの問題で、これはどなたもよくよく御理解をいただいているというふうに思っています。

よく日経新聞なんかを拝見していると、ごみの例えばリサイクル、そして総量抑制の問題で、日本はなかなか進んでいない。その主な原因が、意識改革の遅れ、このように書いてございます。今議員のほうからいろんな、批判的とまでは申しませんが、いろんな問題点を挙げていただきました。当然、改革をしていこうと、推進をしていこうというためには、いろんな問題が出てくるのは、これはもうある意味やむを得ないのかなというふうには思っています。そこで我々が一番大事なのは、その都度若干の軌道修正はさせていただきますが、市民に対してきめ細かくやっぱり御説明をする、これは非常に大事なことだと思っています。

私も、市政報告とかいろんな会合の中でも、ごみの問題は極力取り上げさせていただいて、市民の理解を図っていらっしゃる場所ですので、やっぱり意識をしっかりと持ってください。

先般、日曜日に下呂市の青少年の市民育成会議の発表がございました。中学3年生の子たちが、今後の下呂市とか自分の思ってみえることを発表してもらった中で、ごみの問題を取り上げていただいた女性もお見えでした。その彼女は、本当に今、学校で自分たちでリサイクルが何ができるのか、地球温暖化の問題に対して自分たちで考えながら取り組んでいきたい、そういう発言をしてくれて、僕としてはとってもうれしい希望を持てる発表だったなというふうには思っております。

議員にもお願いしたいんですが、問題点は多々あることは我々も重々承知をしております。一つずつ問題点を解決しながら、ごみの総量抑制、そして市民の方々にもぜひとも御理解をしてい

ただきたいなど。経済的負担も当然少なくなってくることは間違いない話でございますので、ここを我々、時間はかかります。そして、その都度その都度弊害はございます。改革するには当然抵抗勢力もあるのも当然承知はしておりますが、そこを曲がってしまつては、これは進んでいきません。我々とするとしっかりと改革を進めていきたい、このように思っております。

[7番議員挙手]

○議長（田中副武君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

今回の改革が駄目とは私は言っていないので、その辺誤解のないように。いろいろな問題点が出てくる前に、本来は市民の皆さんからいろんな御意見を聞いて改革に取り組まれたほうがよかつたのではないかというのは感じておりますので、そのことは御理解いただきたいと思います。

そこで、市長にもう一点伺います。

今ほどいろんなところでお話をさせていただくということでしたが、ある会場で、不燃ごみの収集方法について、「籠がいいですか、袋がいいですか」というようなそういう質問をされていましたが、この意図について、どういう思いで質問されたかということと、あともう一点、その中で今回袋が青色の袋と比べて透明になったということで、プライバシーのことで大変女性の方は危惧してみえるというお話が出ていました。袋は下呂市の推奨ということですが、市販のものを使つても基本は透明ということが書いてありますので、やはり中身が見えないようにしようと思つて新聞紙で見えないようにしたりとか、もう一つ小さい袋に入れてそこに入れるとかということで、ごみの抑制にはなっていないような気がしますので、今の袋の素材というか、そのことについても質問が出ておりましたので、検討されているのか、この2点お願いします。

○議長（田中副武君）

市長。

○市長（山内 登君）

市政報告会でいろんなお話を市民とさせていただいているところに議員がおいでになるのは大変結構なのですが、そういう話をまた議場で話すと、またこれは答えられる問題と答えられない問題がありますので、その辺はしっかりとちょっとお願いをしたいと思います。1点言えば、透明の問題でいえば、私は全然透明じゃないと思つています、下呂市のは。高山市の袋をもし御覧になることがあつたら御覧になってください、100%透明です。うちは乳白色です。

それと、そういうお声があるのは一部のお声としてはありますが、市民全体の声としては我々のほうにそこまでは届いておりません。

それと、ごみの総量抑制とかいろんな中の分別をしっかりとしようというところであれば、それは真っ黒の袋にすれば一番、それは個人の権利とかプライバシーの問題はあるでしょう。だけど、プライバシーの問題とごみのきちとした分別、それを御自分それぞれの市民が意識を持っていただくという意味では、全くの透明ではないし、全くの真っ黒でもない。乳白色のあれぐらいが

いいのかなというふうに我々は思っています。ただ、市民のお声としてそういう声がさらに多く出てくるのであれば、例えばその乳白色のパーセンテージをもう少し上げるとか、そういうことは我々も当然検討していく必要があると思いますので、この点に関しては、市民の方からまた改めていろんな御意見を賜ればというふうに思っています。

あと、籠か袋かという市長が言ったじゃねえかという話なんですが、究極いけば、籠か袋にやっぴりなっちゃうんです。今、我々、下呂市の周りを御覧になっても、高山市は袋です。そして、中津川、郡上、関、ここは籠です。だから我々は、籠のまず出し方、袋だったらこれは何も実証実験する必要はないわけです。今まででもやっていますから、それをただにするだけのことから。籠というのは非常にリサイクル率が高い、細分すれば本当に多くのリサイクルができて、ごみ袋のプラスチック、そういうものもなくなる。究極は僕は籠だと今でも思っています。それを実際に実践してみえる市町村もあります。ですから、私はそういう実験をさせていただいたんですが、ただ、まだ下呂の場合は、それをどこに出すのかという出口戦略がまだはっきりしていないし、おっしゃるとおり、コストの問題も、例えば業者さんがそれ専用のパッカー車を持っておったりする市町村もあります。そういうことから考えると、やはりそういう設備がしっかりと行き届いていない場合、コストがかかってしまうとか、いろんな問題がやってこそ初めて見えてくると思っておりますので、だからこそ、これはモデル地区で実証実験をさせていただきました。そういう意味で私は市民に、ただやっぱりデメリットもたくさん出てきて、今下呂市では若干時期尚早なのかなという感じもいたします。ここは最終的には、諮問機関である審議会のほうへ、メリット、デメリットをしっかりと御提示して御判断いただくということになりますが、究極は袋なのかそして籠なのか、最終的には何らかの方法で市民のアンケートも取るということも検討しております。そういう意味で申し上げたということで御理解いただきたいと思います。

[7番議員挙手]

○議長（田中副武君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

今、市長が市政報告会に議員が出席されてというお話をされました。議員も市民ですので、市政報告会に参加しても特に問題はないと思っておりますし、そこで市長が発言されることはやはり市民に対する市長の思いですので、そのことに対して私が質問したことも特に問題はないと思っておりますので、その辺はしっかりと御理解いただきたいと思います。

すみません、時間がありませんので次の答弁をお願いします。

○議長（田中副武君）

それでは、次の質問に対する答弁をお願いします。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

私のほうからは、2項目、1つ目の質問になりますが、随意契約を行うことを判断、決定する



部局はという御質問について答弁をさせていただきます。

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に特定の相手を選択して契約を締結する方法です。地方自治法施行令第167条の2第1項において随意契約ができる場合が定められており、質問の中でも御紹介をいただいたとおり、9つのケースが想定されております。

市としましては、この地方自治法上の定めを含め、随意契約のガイドラインの作成をさせていただいております。ガイドラインでは、随意契約の基本的な考え方や随意契約における注意点、見積書の徴収、随意契約の体系図等を示しています。工事等の契約においては、事業実施担当部署がこのガイドラインに基づき、随意契約により行うことも含め、施行伺を作成いたします。少額なものなどを除き、契約管理システムを使用し、施行伺を作成いたしますが、定型となっている伺の中には、契約の方法として随意契約の場合は自治法施行令の何号に該当するのか、また指名に至った理由を明記することとしています。その決定については、下呂市事務決裁規程第6条の別表第1、契約等に関する事項により定められた決裁権者が決裁を行っています。ちなみということで決裁区分の一例を申し上げますと、工事については先ほど御紹介あったように、設計額130万円以下が課長、130万円以上1,000万円以下が部長の決裁となってきます。

また、実務上、契約に関する伺書は財務課が合議としておりまして、ガイドラインに沿った取扱い等のチェックを行い、必要な修正等を求めることで、組織的なチェック体制を整えているところでございます。私からは以上でございます。

#### ○議長（田中副武君）

観光商工部長。

#### ○観光商工部長（河合正博君）

私からは2つ目の随意契約の理由の一つとして、隣接する工事現場で使用する重機を兼ねて使用することとで安価に施工できるとあるが、重機運搬費の比較検討のため試算は行っているのかについてお答えいたします。

御質問の対象工事は、令和3年度に行った幸の瀬湯けむり広場防じん対策工事です。これを随意契約とした法令の根拠は、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号によるもので、この内容は、競争入札に付することが不利と認められるときというものです。

本工事の施行伺における随意契約の理由としては、近接する場所で行う幸田2号線電線共同溝整備工事の施工業者が受注することにより、重機運搬費用の経費の縮減、工期の短縮及び交通規制での調整をその具体的な理由としました。

結果的に経費の縮減については、落札率が98.5%であり、目に見えて期待する効果が現れたとは言いがたい状況ではありますが、予定価格内での見積書の提出がなされ、適正な請負契約であったと言えます。

一方、工期の短縮や交通規制の調整においては、当初のもくろみどおり、歩行者や車の交通量が多い交差点付近での2つの工事において、誘導がスムーズに行えました。また、地域住民から駐車場の砂ぼこりへの対策を要望されておりましたので、早期に簡易舗装を行う必要があったこ

とからも、随意契約による効果があったと考えております。以上でございます。

○議長（田中副武君）

建設部長。

○建設部長（大前栄樹君）

御質問対象の工事としまして、建設部では令和3年度に行いました城下町桜洞線道路改良工事がございます。この工事を随意契約とした根拠といたしまして、競争入札に付することが不利と認められるときに該当する事案と考えました。

本工事は、萩原小学校長寿命化改良1期工事の中で、旧萩原給食センター撤去に伴い駐車場整備を行う中で、出入口部に当たる城下町桜洞線の道路側溝、延長49メートルを施設側に移設し、歩道幅員を1.5メートル拡幅して通学路の安全確保をしようとする教育委員会と連携した工事であり、萩原小学校長寿命化改良工事を受注していた業者が一般土木と舗装の資格を有していましたので、同業者に随意契約を行うことにより工事の一体施工、重機運搬費用の経費の縮減、工期の短縮及び交通規制の一体化が見込まれ優位であると判断いたしました。

この工事の設計書では、重機運搬費用は諸経費の対象となっており、直接項目として上がってきませんが、実際工事の中ではそれぞれの業者が重機運搬費用を予算化しますので、その部分が同一利用ができ、見積価格を低く算定していただけることが期待できます。この工事の落札率は95.3%という結果でございました。

工期につきましても、本体工事が延期になり、令和4年度に繰越しとなりましたが、本工事も繰越しの対応とさせていただきます、受注者が同一ということで、スムーズに工事が終わったというふうに判断しております。

[7番議員挙手]

○議長（田中副武君）

7番 中島ゆき子さん。

○7番（中島ゆき子君）

今ほどよく分かる説明をいただきました。

随意契約をするに当たりましては、しっかり理由書も添えてありましたので、しっかり御検討されておると思いますし、担当の部課長のところでしっかり審査をされておると思いますが、やはり内容として誰が聞いても納得できる理由であることが重要だと思っておりますので、今後もいろんな工事につきましても、部内でしっかり御検討いただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（田中副武君）

以上で、7番 中島ゆき子さんの一般質問を終わります。

続いて、6番 尾里集務君。

○6番（尾里集務君）

議長の発言許可をいただきましたので、通告どおり一般質問させていただきます。

皆さん、お疲れさまです。6番 尾里集務です。

近頃、銃での事件がニュースで放送されています。5月には長野猟銃立てこもり事件、おとつ、岐阜市で陸上自衛官が銃を発砲し貴い命が失われたという事件が身近でありました。大変痛ましい事件であります。亡くなられた方々に深く御冥福をお祈り申し上げます。

また、下呂市においても、事件ではありませんが、猟銃での事故で1人の貴い命が失われました。私の大先輩でもありました。また、私も銃を所持する一人として、こういった事件については本当に心が痛むばかりでございます。そのため、こういった事件が起こるたびに、銃を身にする者にとっては大変肩身の狭い思いになっております。しかしながら、下呂市においても有害鳥獣駆除、そういったことに猟友会員は従事しております。市民の皆様方にも、そういったことで御理解をいただきたいというふうに思っております。

ただいま暗いニュースもいたしましたけれども、明るいニュースを1つお話しさせていただきます。明るいニュースというか、明日はアユ釣りファンにとっては待望の馬瀬川アユ釣りの解禁であります。今朝ほど、早くから多くのアユ釣りファンが馬瀬川に訪れていました。馬瀬地域の人口は1,000人足らずでございます。明日の朝は、その3倍、4倍、川には多くのアユ釣りの方が見えます。今年度もアユの生育状況も大変いいというふうに伺っております。ぜひ多くの方々にアユ釣りを楽しんでいただいて、事故のないようにしていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

さて、今回私は大きく4つの項目について質問させていただきます。

1つ目といたしまして、子育て世代を応援する施策の充実についてです。

その中で1点目で、3歳未満児については、保育の必要性、これは国が定める保育の認定基準ではございますけれども、認定を受けなければ、こども園、子育て・保育ステーションに入園できないこととなっておりますが、中には諸事情により入園を望みながらも認定を受けられないケースも少なからずあることを確認しております。保育の必要性が認められる具体的な事由と、認められない代表的な事例は何なのかお答えください。

2つ目といたしまして、保育の必要性が認められず、不安を抱えている子育て家庭への市としての相談支援体制は何かということで、先般こういった下呂市子育て応援ブックが出ました。これを読ませていただきますと、大変充実した子育て世代への内容となっております。その中でもいろいろとあるかと思えますけれども、お答えをください。

2つ目ですが、学校に通えていない児童・生徒への支援の強化についてです。

これは、あえて私は通えていない児童というふうに表現させていただきましたけれども、不登校という言葉は私は嫌いでしたので、こういった言葉にさせていただきました。

学校に通えていない児童・生徒に対しては、家庭、学校、関係機関が情報共有し、組織的な個々の児童・生徒に応じたきめ細かな支援を行っていくのが必要であるというふうに思っております。そういった組織体制は整っているのかどうかお答えをください。

その組織による支援実績と今後の課題なども教えてください。

3つ目ですが、少子化に対応した小・中学校の今後の運営についてです。

これは、私は以前にも質問させていただきました。これは前教育長さんがお答えいただきました。今回新しい教育長さんということでございますので、また新たな考えを聞かせていただきたいというふうに思っております。

市内の小学校、中学校の児童・生徒が今後減少していく見込みの中で、学校統合に向けた考えなどはあるのかどうか、学校統合に関する保護者等からの意見、提言などはあるのかどうかお答えください。

最後4つ目ですが、観光を切り口としたふるさと歴史記念館等の今後の運営についてです。

1つ目といたしまして、観光立市として、下呂市への来訪者をターゲットとした下呂ふるさと歴史記念館をはじめとする郷土館等の今後の活用方策はどうなのか。

市内には数多くの貴重な文化財が存在するけれども、適切に保存、活用がされているのかどうか。これは各町村にありました歴史民俗資料館、またふるさと資料館といったのがありますけれども、それが今活用されておられません。そういったことから、今後どうしていくのかお答えをください。

以上4項目、個別にてお答えをよろしくお願いいたします。

**○議長（田中副武君）**

それでは、1番目の質問に対する答弁をお願いいたします。

福祉部長。

**○福祉部長（野村 穰君）**

私のほうから子育て世代を応援する施策の充実に関する質問のうち、保育の必要性が認められる具体的な事由と、認められない代表的な事例について答弁をさせていただきます。

保育の必要性が認められる具体的な事由としては、次のものが上げられます。

まず1つ目、1か月の就労時間が64時間以上であること。2つ目、妊娠中、もしくは産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日までの期間にあること。3番目、疾病、負傷。障害を有していること。4番目、同居親族の常時介護・看護が必要であること。5番目、住居等が災害復旧途上であること。6番目、継続的な求職活動をしていること。7番目、保護者が学校等に在籍もしくは職業訓練を受けていること。8番目、児童虐待のおそれが認められること。9番目、育児休業を取得する場合で、その育児休業に係る子供以外の子供が保育施設等を利用する必要があると認められること。10番目、その他市町村が認める事由となっております。

保育の必要性が認められない事例として、就労時間が基準より少ない場合といった事由が考えられますけれども、申請段階では認定要件をクリアしている方、そういった方が申請するため、実際に認定申請を却下したというような事例はございません。ただし、実際には入園したいけれども、要件がクリアしていないから諦める、そういった保護者がおられることは我々も把握をしております。

次に、保育の必要性が認められず、不安を抱えている子育て家庭への市としての相談体制等に

ついて答弁させていただきます。

在宅で保育をしてみえる家庭で子供を預ける必要が出てきた場合は、こども園等で一時的に子供を預かる一時保育のサービス、あと会員相互による支援制度であるファミリーサポートセンター、こういった制度を利用していただけます。

また、今年度から始めたんですけれども、7日以内の宿泊付預かりとして、ショートステイ里親事業というものも実施しており、市内の登録里親の家で実施できるようになりました。

相談支援体制については、現在、市内7か所に子育て支援センター、3か所に児童館があり、子育てイベント等の開催だけではなく、気軽に育児相談ができるようスタッフが対応しております。

さらに、妊婦の方や子育て中の保護者の方たちが気軽に語り合いのできる場として、赤ちゃんカフェや子育てカフェなども開催しております。

このように、子供の遊び場のみならず、在宅で保育をしてみえる保護者に対する交流の場、相談支援の場を提供することで、安心して育児ができる環境を整えております。

また、本年2月から実施しております出産・子育て応援交付金事業では、交付金の支給による経済的支援だけでなく、伴走型相談支援として保健師が妊娠時から出産後まで子育て家庭に寄り添った相談支援を行っており、さらに令和6年度からは、こども家庭課の子ども家庭総合支援拠点と健康医療課の子育て世帯包括支援センターを一体化したこども家庭センターを設置する予定で、子育て家庭が孤立しないよう、途切れのない支援の実施に取り組んでまいります。

さらに、国の子育て支援施策として、保護者の就労条件等を問わずに時間単位等で柔軟に利用できる新たな制度、こども誰でも通園制度の創設も打ち出されており、ますます加速化する子育て支援施策に対応できるよう、市としても支援体制の強化に努めてまいります。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（田中副武君）

6番 尾里集務君。

○6番（尾里集務君）

今御説明がありました。大変子育てには充実した施策、また私もこれをお子さんが持ってきましたので、十分に読ませていただきました。本当に内容が濃くて、僕も知らなかった部分もありましたので、このブックは大変いいかなというふうに思いました。

ただ、やはり御相談を受けたお母さんは、第1子を出産し、第2子を出産した後に、その第1子を預けられなかったというのが現状でした。そういったことから、やはりこのブックも読ませていただくと、一時保育とかいろんなこともありましたし、相談箇所もたくさんあるということだったので、ぜひそういった活用をしていただきたいというふうに、また伝えたいというふうに思いますし、やはり、よそから見えたお母さんでしたので近隣の友達もまだ少ないということと、おじいちゃん、おばあちゃんがないということがありましたので、そういった

方々もまた見えるということでございますので、ぜひそういった目配りもしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

次の質問について、答弁をお願いします。

○議長（田中副武君）

それでは、2番目の質問に対する答弁をお願いいたします。

教育長。

○教育長（中村好一君）

学校に通えていない児童・生徒への支援の強化についてお答えします。

令和4年度、30日以上欠席した児童・生徒数は、下呂市におきましては37名、小学校9名、中学校28名に達しております。ただ、国や県の出現率と比べると少ないものでございます。ただ、増加傾向にあることは事実です。

ということで、各小学校におきましては、新たな不登校を出さないように仲間関係づくりや居場所づくりに力を入れています。

人的支援におきましては、各中学校に1人ずつ教育相談員を配置しております。また、市の教育委員会事務局におきましても、1人教育相談員を配置しています。また、県費でスクールカウンセラーは全ての学校に配置しています。学校に配置している教育相談員については、教職員と連携をしながら教室に入れていない不登校傾向のお子さんを学校内の教室以外の場所、相談室などを利用して生活、学習を見守りながら支援をしているという状況です。もちろん、そこは家庭と学校の情報共有を大切にしながら行っております。

環境面としては、学校外に適応指導教室、教育支援センター、フリースペースふらっとを設置し、教育委員会の教育相談員が、相談に訪れた一人一人の児童・生徒の実態に応じて寄り添った支援を行っております。学校に行きたくても行けないお子さんやその保護者の方の居場所として利用していただいているという状況です。来所され、相談員と趣味の話や学習、スポーツ、あるいは相談などなど、本人の思いを尊重しながら対応させていただいております。保護者の方には、個別で相談支援に当たらせていただくこともあります。また、親の会と称して保護者同士の交流の場をつくり、御支援させていただいているという状況です。

今年度につきましては、移動フリースペースとして、各振興事務所などを利用して、通いやすい環境を整えました。昨年度の実績でございますが、利用件数は161件、電話やメール相談は209件に上ります。

また、今年度におきましては、岐阜大学教育学部の子供の精神分析心理療法スーパーバイザー松本拓真准教授を講師に招いて、不登校の未然防止や不登校対応の在り方について年3回の教育相談担当者研修会を開催しております。

さらに、その他の関係機関との連携ということにつきましては、学校に行けない要対協の対象の児童・生徒につきましては、こども家庭課や社会福祉課と連携をしています。課題も含めて、5月に岐阜市子ども・若者総合支援センター、エールぎふを視察してきました。学校に通えてい

ない児童・生徒に応じた、さらにきめ細かな支援を行うために、発達段階に応じた継続的な支援ができ、ワンストップで総合的に相談・支援する包括的な組織が必要と考えております。この検討を今進めておりまして、萩原みなみこども園前の萩原南子育て広場に新子育て支援施設を福祉部と連携しながら次年度に向けて建設予定でございます。以上です。

[6番議員挙手]

○議長（田中副武君）

6番 尾里集務君。

○6番（尾里集務君）

大変、学校に通えていない子供たち、それぞれに心の病があったりとかいろんな面でどうしても学校へ行けていない、また朝になるとどうしても気分が悪くなるといったようなケースもあると伺っております。

しかしながら、今、お話の中で、しっかりとした支援をしていただきながらやっていただきたいというふうに思いますし、今コロナというところの中でリモートの学校の授業を受けるというのもありました。そういったことから、そういった子供たちにもふだんのほかの生徒の様子とかいろんな半面を見ていただきながら、学校へ行けるような気持ちにしていきたいというふうに思っておりますし、やはりその親さんなんかも大変不安というか心配をなさっておりますので、そういった親さんたちのケアもしっかりとしていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、3番目の質問、よろしく願いいたします。

○議長（田中副武君）

それでは、3番目の質問に対する答弁をお願いします。

教育長。

○教育長（中村好一君）

それでは、私のほうで少子化に対応した小・中学校の今後の運営についてということで答弁させていただきます。

議員が言われるように、児童・生徒数は今後も減少していく見込みです。今年度、市制20周年を迎えますが、この20年間、平成16年度からの児童数、生徒数を見ますと、児童数におきましては2,281人から1,261人に減少しています。生徒数、中学校におきましては1,160人から796人に減少しました。

平成25年3月に示された下呂市小中学校適正規模検討委員会の報告書には、小学校にあっては1学年1学級以上の規模、中学校にあっては1学年で複数の学級が編成される規模が適正規模と明記されております。今年度、小学校を見ますと、9校中6校が適正規模です。中学校においては、6校中2校のみが適正規模となります。

ただ、学校というのは、地域にとってコミュニティーの中心であったり、地域のシンボルであったり、地域の歴史であったりもします。したがって、小・中学校の今話をしました望ましい適

正規模と、子供にとって望ましい教育環境、そして保護者や地域住民にとっての学校の在り方や思いを十分考慮して考える必要があると考えております。

大前提は、保護者や地域からの統合に向けた考え方を受けて検討していくということでございます。そして、学校としても、規模の大小のメリット、あるいはデメリットを把握して、それらを克服して、よりよい教育環境、未来を見据えた経営を行っていくことだと思っています。

今年度におきましては、宮田小学校において12月1日に、令和の学びなど開発実践校の公表会を行います。複式学級がある小規模校でございますが、その小規模校ならではの教育、少人数を生かした教育課程を提案させていただきます。また、中学校においても、下呂市の中学校を1つに見据えた、先ほども話をさせていただきました土・日、祝日の合同で行う部活動の取組など、新たな教育環境を構築していきたいと考えております。

学校の統合に関する保護者などの意見や提言については、実は昨年度、現状分析から将来の展望について情報を共有する機会を設けていただきたいと言ってきた学校が1校あります。その中で、学校が統合となるまでの経緯や過去の事例から学校の子供の将来的な推移の資料をお示しして、説明してきております。

今年度は、その学校はPTAの懇談会で話題にしていくということ聞いております。その話合いの結果によりまして、教育委員会としましても、未来を担う子供たちのために、保護者、地域と一緒に取組んでいきたいと考えております。以上でございます。

[6番議員挙手]

○議長（田中副武君）

6番 尾里集務君。

○6番（尾里集務君）

小学校と中学校の統合というような話であります。私も馬瀬地域、小学校の統合、また中学校の統合、それに従事してきました。

確かに教育長が言われるように、地域に学校はなくてはならない、やはり地域の活性、にぎわいというものが重要視される施設でございます。しかしながら、馬瀬につきましては、小学校が2校あったものが1校に統合し、中学校が萩原南中学校へ統合というふうになりました。なる前は、本当に大変議論、保護者の方、また保護者以外の方の意見が強く、やっぱり地域の方々が強く反対されました。

しかしながら、保護者の意向というところで中学校は萩原へ行ったわけなんですけれども、それが今、子供たちにいろいろと意見を聞きますと、統合してよかった、萩原へ来てよかった、そういう前向きな意見しかございません。地域の方々も、統合して萩原に行くというところの中で、また親さんたちの輪が広がったというところの中で、何ら今は問題はないのかなということも思っております。そういったことから、今後、下呂市全体のことを把握しながら考えていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、最後の質問に対する答弁をお願いいたします。



○議長（田中副武君）

それでは、最後の質問に対する答弁をお願いいたします。

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林 雅人君）

私のほうからは、1番の観光立市として、下呂市への来訪者をターゲットとした下呂ふるさと歴史記念館をはじめとする郷土館等の今後の活用方策ということで、管理運営をする立場から御答弁申し上げます。

平成28年3月に、下呂市社会教育施設の見直し方針が下呂市社会教育委員の会より答申がなされたことから、人口減少に伴う規模に見合った施設運営が望ましいと考え、公の施設の見直しを行いました。各施設のうち、利用者も少なく、施設の老朽化や管理運営が決してよい状況ではない展示公開施設は休館とし、公開博物館の集中を図ってきたところでございます。

現在、下呂市では、市内唯一の博物館法に基づく博物館相当施設として下呂ふるさと歴史記念館を中核施設に位置づけ、通年で開館をいたしております。昨年度におきましては、開館の50周年に伴う企画展やイベントを開催し、本年度においても新たな企画展の準備に取りかかる状況でございます。

しかしながら、下呂ふるさと歴史記念館には資料の収蔵スペースがないため、現在は萩原町にあります禅昌寺歴史民俗資料館を収蔵庫として活用しておりますが、それでも手狭で万全な管理とは言い難い状況でございます。およそ十数万点に及ぶ市の所蔵資料が市内の各施設に所蔵されておりますが、教育委員会としましては、今後はこうした所蔵資料をより適切な環境で管理していくため、人員体制を強化し、新たな収蔵場所の確保と所蔵資料の整理、調査研究を進め、幅広い活用に向けた環境整備を目指してまいるとともに、これらの所蔵資料等を観光資源として活用できるよう進めてまいります。また、観光商工部と共に連携を図り、観光を意識したふるさと歴史記念館の運営を目指していくものでございます。

それでは、2番目の市内の文化財の保存、活用についての御質問です。

現在、市内には、国・県指定も含めまして498件の指定文化財、国の登録有形文化財15件も含めると513件の文化財が指定や登録を受けている状況でございます。

建造物や天然記念物、史跡など、文化財所有者のお宅等で収蔵されているものを除きまして、市内では文化財巡視員制度を設けまして、年に2回の巡視により異常等の報告をいただいております。異常がありましたときには、速やかな保護・保存措置が図れる仕組みを構築しております。

しかしながら、近年、文化財の所有者自体の高齢化や世代の交代によりまして、全国的に文化財の保護意識が低下傾向にあるのは事実でございます。文化庁の調べによりますと、未指定の文化財は5年で約10%が滅失または喪失しているというふうに言われております。市内にはまだまだ豊富な歴史資源が潜在しておりまして、未指定の文化財を把握し保全していくことは急務と考えております。

現在、国ではこうした問題を解決すべく、自治体に対しまして文化財の保存、調査、活用の3本の柱を基に、文化財保存活用地域計画の策定を求めています。これは、地域の中に眠る未指定の文化財も含めた現状調査を実施しまして、保存の方法を考え、広く活用するための方策につなげるものです。今後、下呂市では、文化財保存活用地域計画の作成に着手し、計画内に未指定文化財の調査を位置づけることで、歴史文化の象徴である文化財の保護に努めてまいります。

地域計画の策定に当たりましては、地域の皆さんと十分な連携を踏まえながら、職員や調査員が地域に赴き、話し合いや現地踏査を踏まえ、地域の方と一緒に文化財の掘り起こしや保護の方策を考えていく取組を行っていく予定としております。私からは以上です。

#### ○議長（田中副武君）

観光商工部長。

#### ○観光商工部長（河合正博君）

私からは、1項目めの観光立市として下呂市への来訪者をターゲットとした下呂ふるさと歴史記念館をはじめとする郷土館等の今後の活用方策についてお答えをいたします。

市内には、市が管理する郷土館や博物館は、下呂ふるさと歴史記念館をはじめ、各地域に合併前から存在していたものを継承し、合わせて7つの施設があります。これらの施設は下呂市の考古学、歴史的な資料を展示する重要な施設であると認識しておりますが、今ほど教育委員会事務局長の答弁にありましたように、施設の選択をする中で、常時開放しているのは下呂ふるさと歴史記念館と金山郷土館のみで、あとの施設は特定の日であったり学術研究の用途でのみ開放するようにしており、予約なしに訪れた観光客には容易に見えていただけるようにはなっておりません。

この中でも、下呂ふるさと歴史記念館は、下呂市の古代から近代までの歴史を知ることができる貴重な施設であります。館内には縄文土器作成の体験メニューがあるなど、令和4年度の入館者数は約1万6,000人あり、好評を得ております。また、下呂温泉観光協会が作成する観光プロモーション用のパンフレットにも、体験コースまで掲載し施設の利用促進を図っております。

また、県の博物館協会には、この下呂ふるさと歴史記念館のほかに、下呂温泉合掌村と下呂発温泉博物館が加盟しております。この下呂発温泉博物館は、温泉の科学や温泉の文化などに特化したもので、令和4年度の入館者数は約2万3,000人ありますし、下呂温泉合掌村の令和4年度の入場者数は約14万9,000人であり、どちらも観光客から人気の施設となっております。

一方、観光経済新聞社が行うにつぼんの温泉100選のランキングにおきまして、下呂温泉は2年連続第2位という結果が出ておりますが、20年連続第1位の草津温泉との決定的な差として、温泉地としての雰囲気や見どころ、町並みといった区分で差をつけられているのが現状であります。

こうした状況を改善していくため、今後、国の歴史的資源を活用した観光まちづくり事業などの補助金を活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。その中でも、こういった博物館、郷土館などは拠点施設の一つですので、所管課と連携をしながら、さらなる活用方法を研究をしていきたいと考えております。私からは以上になります。

○議長（田中副武君）

6 番 尾里集務君。

○6 番（尾里集務君）

下呂ふるさと歴史記念館、なかなか以前は皆さんに周知というか、知っていただけなかった部分もあったかと思えますけれども、今、各方面でいろいろ努力されてみえるということもございますし、各小学校、中学校等の遠足といいますか、そういったことでもしっかりと利用させていただいて分かってもらう、やっぱり市民の方々にまず分かってもらうというのも大事じゃないかなと思いますので、学校の遠足等で利用されていると思えますけれども、ゆえに市内でそういった歴史をしっかりと勉強できる施設ということで私は認識しておりますので、他地区へ出ていくのも大事だと思いますけれども、まず自分の育っていく地域を勉強するという意味合いの中でも、こういった歴史というものは大変重要視されるのではないかなというふうに思っておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

また、貴重な文化財、これは財産でございます。下呂市の重要な財産だと私は思います。やはり、つくるものというか、これから新たにつくるというものではございません。やっぱり先代の方々が重要視されてしっかりと守ってきたものをこれからも受け継ぎ、しっかりと後世に残していくという意味合いの中でも、しっかりと調査をしていただきながら、今後保存、また活用というのをしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、やはり先ほどの話の中で、各市町村にございます資料館等なんですが、やはり宝の持ちぐされというようなことを思います。管理する方面も大変かと思えますけれども、オープンに来ていただきながらやっていただきたいというふうに思いますけれども、そういったのを集約するのも市の一つ、一本化じゃないかなということを思いますので、やはり保存する場所がないということであれば、何かかんか保存できる場所、また今、金山地域でも廃校というところがございます。そういった廃校のところへ集約して、多いに廃校利用なんかでも活用できていくんじゃないかなということを思いますので、いろいろな方面で考えていただきたいというふうに思いますし、下呂市の財産をしっかりと保存、守っていただきたいというふうに思いますのでどうぞよろしく願いをいたします。

最後に、そういったことから、市長、何か御意見ございますでしょうか。

○議長（田中副武君）

市長。

○市長（山内 登君）

今、担当の部長、局長から話をさせていただいたとおりなんですが、文化財とかそういう方面については、前回は申し上げたかもしれませんが、しっかりと力を入れて取り組んでまいりたいと思っています。今、議員がおっしゃるように、とにかくこの問題については、保存とそして調

査と活用という3本柱で計画もしっかりつくり上げていきたいと思っています。

今、私もいろんなところの旧町村の資料館等々を拝見しましたが、全く資料館としての体をなしていないということは事実ということは承知をしております。来年度には、いずれかの部門に文化財保存課のような課を立ち上げて、そしてその収集場所も、調査するには1か所に集める必要がありますので、どこがいいのか、今、議員がおっしゃるように廃校の活用も視野に入れながら、今後とも、来年度以降、しっかりとした施策を進めていきたいと、このように考えております。

[6番議員挙手]

○議長（田中副武君）

6番 尾里集務君。

○6番（尾里集務君）

ぜひ後世に残していく、また子供たちへの教育の一つの資料ということでもございますので、ぜひ保存、調査、活用をしていただきたいというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（田中副武君）

以上で、6番 尾里集務君の一般質問を終わります。

休憩いたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時17分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（田中副武君）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

12番 吾郷孝枝さん。

なお、資料配付とパネルの持込みが求められておりますので、これを許可します。

ただいまから資料を配付いたします。

[資料配付]

○12番（吾郷孝枝君）

日本共産党の吾郷孝枝です。

今回、私は3件の質問をします。答弁は一括でお願いします。

最初に、太陽光発電パネル設置の問題について質問をします。

近年、下呂市内で休耕地や山林にソーラーパネルの設置が増えつつあります。私の住んでいるすぐ近くでも、民間業者による太陽光発電施設設置の計画が進められています。この計画に対し、地元住民から風水害の危険が高まるのではないかと強い不安の声が上がっています。もちろん急激な気候変動を抑えるために、化石燃料から風力や太陽光などの再生可能エネルギーへ切り替えることは人類の急務であり、太陽光発電の推進に私も賛成です。しかし、だからといって、どこに造ってもいいわけではありません。地域住民の生活を脅かすようなところへは設置してはなら

ないと考えています。

桜洞地内では近年、民間業者によるソーラーパネル設置の計画が相次いでありました。桜洞地区は山林と住宅地が接した地域なので、住民は住宅に隣接した傾斜地へのソーラーパネル設置によって、集中豪雨時に出水や土砂災害が起きるのではないかと不安を抱えています。

過去の事例では、住宅地に隣接した傾斜地での計画に対し、計画地の山林を住民自らが買い取ったり、元の地権者が買い戻したりして開発計画が中止になりました。しかし、今回の事例では、開発業者による隣接住民への説明会が開かれたのは、着工まで2か月を切った今年3月下旬でした。開発業者は、開発手続は完了しており、法的には説明会を行わなくても着工できるが、地元の人々と良好な関係を保ちたいので説明会を開いたと言っています。説明会の席上、住民から異口同音に開発による風水害の危険が高まるのではないかと不安が語られ、設置反対の意見が相次ぎました。

こちらのパネルを御覧ください。

この図は、桜洞地区のハザードマップから今回の開発予定地の一部をスキャンし、開発予定地を描き込んだ図です。水色の斜線部分が豪雨時に出水・冠水のおそれがある箇所、それに指定されている部分です。上部が山林で、東北には1,600メートルを超える御前山がある山裾です。図の右のほうは山林となっています。

今回の開発予定地①のすぐ下の住宅13戸は、下呂市のハザードマップで豪雨時に出水・冠水のおそれのある箇所に指定されています。別の8戸は、豪雨時に出水・冠水のおそれのある箇所②の真下に位置しています。このほかにも、影響が及ぶ心配のある家が数軒あります。

今回の開発計画は、0.3ヘクタールの山林2か所、計0.6ヘクタールの山林の木を伐採して、それぞれ発電容量84キロワットのソーラーパネルを3基ずつ、合計504キロワットの太陽光発電パネルを設置するというものです。いわゆるメガソーラーと言われる巨大なものではありませんが、それでも出水危険地域のすぐ上部の山林の立木を伐採してソーラーパネルを設置すれば、集中豪雨のときの出水の危険が大きくなるのではと心配するのは当然ではないでしょうか。

開発業者の説明では、流域雨量計算をしたところ、現在の水路で時間雨量120ミリに十分対応できると言っています。しかし、5年前の集中豪雨災害のときは、時間雨量57ミリでした。それでも道路が冠水して川のようになり、住宅地に雨水が流れ込み、急遽土のうを積んで家屋浸水を防ぎましたが、道路が崩壊し、長期にわたり通行止めになりました。時間雨量は57ミリで、こんな災害が現に起こった場所で山林の木を伐採しても、時間雨量120ミリで問題ないと言われても納得できないのは当然ではないでしょうか。流量計算が現実に合っていないというのは明らかではないでしょうか。机の上の計算ではなく、実際に起きた事実を基に考えるべきではないかと思えます。

開発計画の仕様書では、コンクリート製の土台ではなく、アルミ製のスクリー杭を打ち込んでソーラーパネルを乗せる構造です。しかし、2つの計画地は、どちらも地元では軟弱地盤と言われているところと見られます。とりわけ図の①のところは、かつてため池があったところで、沼地跡の

軟弱地盤です。そんな軟弱地盤では、台風のと看など暴風・強風が吹いたとき、支柱が抜けてパネルが吹き飛ばされ、住宅が被害を受けるのではないかと心配する声も聞かれます。

山林、原野、休耕田などに設置する、いわゆる野立ての太陽光発電施設については、2018年の災害を受けて、翌年にガイドラインが出され、一昨年には経済産業省から省令が出されています。その省令には、太陽電池発電所を設置するに当たっては、人体に危害を及ぼし、または物件に損傷を与えるおそれがないように設置しなければならないと書いてあります。開発業者は、法令をクリアしているので住民の同意がなくても着工できると言っているんです。行政職員も、法令を満たしているものをやめさせることはできないと言います。しかし、現行法令を満たしているから安全だとは言えません。法律が事態の進行に立ち後れているんです。法律が後追いしているんです。それでも住民の生命、財産、平穩な生活を守るのが行政の仕事です。

今回の桜洞地内での開発計画は、5月の連休明けに着工する予定でしたが、説明会で住民の皆さんから災害の危険に対する強い不安の声が出されたことから、開発業者は着工を先延ばしにして地盤調査や雨水浸透試験を行うと表明しました。また、当初の計画にはなかった、開発地内での雨水の地中浸透のための碎石層を設置すると表明しました。開発区域外の水路等の改善は、行政に要請してくださいとも言われました。

こうした状況を踏まえ、地元関係住民は対策委員会を設置し、法的に建設を阻止できないのなら災害の危険を極力抑えるために、開発業者と協定を結ぶ方向で開発業者と交渉を続けています。また、市の行政当局へも、この地域での防災対策の強化について要請をされています。今後、市内各地で同様の開発事例が増えてくることは十分に予想されます。

そこで、以上の状況を踏まえて質問します。

第1点は、住宅地に隣接する山林で太陽光発電施設を設置すれば、風水害・土砂災害の危険が高まるのではないかと住民の不安を市はどのように捉えているんですか。

第2点目は、ハザードマップで出水危険箇所に指定されている住宅地の上部の森林を伐採して、ソーラーパネルを設置することは、防災上問題ないのか。市はどのように考えているんですか。

第3点は、風水害・土砂災害の危険の増大を防ぐ手だてが必要ではないでしょうか。

第4点に、住宅に近接する傾斜地での太陽光発電施設の設置に対する何らかの規制が必要ではないですか。

以上、4点についてお答えください。

2番目の質問に入ります。

補聴器助成で、聞こえのバリアフリー化推進については、年を取って耳が遠くなっても誰もが幸せに暮らせるよう、文化・芸術や社会活動などに不自由なく参加できるよう、聞こえのバリアフリー化を図ることが必要です。

今、高齢化に伴い、耳が聞こえなくなつて仕事や社会生活に困る方が増えています。聞きづらさから、コミュニケーションがうまく取れないと、誤解が生まれたりして人間関係も悪くなつてしまいます。高齢者が地域で仲よく幸せに暮らし、より充実した社会生活が送れるようにするこ

とは行政の大切な仕事でもあります。

全国で補聴器購入助成を実施する自治体も増加し、飛騨地域では飛騨市に続き高山市、白川村でも補聴器助成が実施されるようになりました。中程度難聴者に対する聞こえのバリアフリー化対策の一つとしては、ヒアリンググループの貸出しや公共施設などへの設置が上げられます。補聴器をつけている人にお聞きしますと、多数が集まるようなところはがやがやして聞き取りにくく、非常に疲れるので行きたくないとの声もあります。そこで、講演会や会議などで補聴器の装着者に音声をクリアに届けることができるヒアリンググループを整備する考えはないかお聞きします。

今、聞こえにくさを自覚している人の割合は、75歳以上で34.4%、3人に1人は中程度の難聴があるとされています。補聴器は高齢化社会の必需品ともなっています。誰もが補聴器を入手しやすくなるよう、購入助成の実施に踏み切るべきです。市は現状をどのように把握し、補聴器購入助成についてどのように考えているのかお尋ねをします。

また、協会けんぽなど、ほかの健康保険では実施されている聴覚検査が、高齢者が多く加入する国民健康保険や後期高齢者医療保険では行われておらず、聞こえにくさを感じても受診を促す仕組みがありません。そこで、高齢者の特定健診に聴力検査を追加し、高齢難聴者の早期対応を図るべきと考えます。市の考えをお聞きします。

3番目の質問では、学校・公共施設のトイレに生理用品の常備についてです。

生理用品のトイレ配置は、生理のタブーを打ち破り、ジェンダー平等を目指すことにもつながります。学校や公共施設などのトイレにトイレットペーパーが常備されているのが当たり前になっているのと同様、生理用品も女性トイレに常備されていれば、急な生理で困ったときどんなに助かるかしれません。女性なら誰もが経験する当たり前のことなのに、これまでタブー視されてきました。

しかし、新型コロナパンデミックで「生理の貧困」が世界的に問題となり、令和3年、岐阜県議会に出された請願が全会一致で可決され、県の公共施設、県立高校などのトイレに生理用品が設置されるようになりました。県から、市町村の小・中学校にも設置が奨励されていると聞きます。下呂市の学校や公共施設などのトイレに生理用品を常備することについてのお考えをお聞きします。

以上、一括での御答弁をよろしく申し上げます。

**○議長（田中副武君）**

それでは、順次答弁をお願いいたします。

建設部長。

**○建設部長（大前栄樹君）**

私から、太陽光発電パネル設置問題につきまして、4つの質問について答弁させていただきます。

ただいま御指摘ありました桜洞地内での事案につきましては、十分承知しておりまして、現在、地域と事業者と協定を結ぶように協議されておりまして、市にもいろいろ意見をいただいております。

ますので、区長さんと連絡を取り合い対応している状況でございます。

下呂市では、太陽光発電施設につきまして、平成29年度から令和4年度までに88件の協議申請があり、74件が設置済みという状況であり、令和元年度29件の申請をピークに、昨年度は9件でするので、減少傾向でございます。

市内、地上設置式の太陽光発電施設を設置する場合は、下呂市土地開発事業に関する条例に基づき、必要な手続を定め、面積に関係なく出力10キロワットを超える太陽光発電施設を対象に開発協議を行い、事業者に対し、開発による災害を防止して地域住民の不安を和らげることや、トラブル等を未然に防ぐため、利害関係者への説明と理解を得ていただく対策を求めています。

基本的には、急傾斜地や土石流の指定区域でなければ法的に規制はかかりませんが、山林の伐採等が原因で自然災害などを引き起こす問題も考えられますので、市では下呂市開発事業に関する指針を策定し、太陽光発電施設の設置基準としまして、災害発生防止措置、排水計画の策定、景観への配慮、反射光による影響配慮について協議することとしており、災害等のおそれのある急傾斜地では防災施設など対策を講じることや、森林伐採等の関連法令、条例等の規定を守っていただくなど、開発協議の中で指導することとしております。

危険な急傾斜地につきましては、急傾斜地崩壊危険区域として岐阜県が区域指定しており、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律で土地開発に関して規制が設けられております。

また、今年4月より林地開発許可制度が変わりまして、山林に太陽光発電施設を設置する場合、その対象面積が1ヘクタールから0.5ヘクタールに引き下げられ、0.5ヘクタールを超えるものは県知事の許可が必要となりました。

そのほか、熱海市で起きました大規模な土石流災害を受けまして、今年5月26日に盛土規制法が施行され、今後、危険な盛土を規制する取組や規制区域の指定を県や市で進めてまいります。しかし、あまり規制を厳しくかけ過ぎて、土地所有者の土地活用の機会を失ってしまうこともありますので、バランスを考えていくことが必要というふうにも考えております。

今後も市民の皆さんが安心して生活できるように、土地開発事業に関する条例に基づきまして、地域住民と事業者がお互い理解した上で事業が進められるよう、適正に指導してまいりたいというふうに考えておりますし、自然災害等を未然に防ぐ対策としまして、周辺住民の意見や土地所有者の理解を求めながら、規制等の必要性について引き続き検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（田中副武君）

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

それでは、2つ目の補聴器助成で聞こえのバリアフリー化をというところの、最初のヒアリンググループの整備について答弁をさせていただきます。

このヒアリンググループというものにつきまして、幾つかの市に問合せをいたしました。施設に整備してあるところ、貸出し用のものを持っているところ、そういうところがありましたけれ



ども、現在は使われていないというケースが多いなという印象を持ちました。

その理由なんですけれども、補聴器に雑音除去機能ですとか音源に対する指向性、そういったものがかつてに比べて格段に進歩したデジタル型が普及してきているということ。それからもう一つ、スマホなんかで音声をリアルタイムに文字データに変換する「UDトーク」というアプリがあるそうです。そういうものを使ってみえること。また、携帯型の集音マイクのようなものがあって、そこから補聴器に電波を飛ばす「ロジャー」という機械を使用される方が多いということもあります。

また、ヒアリンググループを使うためには、補聴器に「T」チャンネルというところに切り替える機能が必要なんですけれども、そういった補聴器が今あまり多くないという事情もあります。

整備に関する御質問ですけれども、以上のような理由からか、今のところヒアリンググループの整備に関して明確な御要望というのは伺っておりません。しかしながら、議員おっしゃるように、誰もが文化・芸術に触れることができる環境、発言を明確に聞き取ってお互いに意見が言い合える環境、そうした環境づくりを整備するために、難聴を抱える方、補聴器を使用される方が多いシニアクラブの皆さん、文化や芸術に関わる方など多くの皆さんの声を伺い、適切な施策について検討してまいりたいというふうに考えております。

続いて、2つ目の補聴器の購入助成について答弁をさせていただきます。

第9期介護保険事業計画の策定に向けた高齢者を対象とした健康と暮らしの調査、これを昨年度行い、今年度は結果が出てまいりました。耳の聞こえに関しては、「あまり聞こえない」「聞こえない」と回答した方が22%、補聴器の使用に関しては8.2%の方、8.2%と申しますと、高齢者65歳以上、1万2,000人ですと約1,000人弱になります。そういった方が補聴器を使用されているとし、そのうち補聴器をほぼ終日使用している方、39.5%ですので、1,000人の約4割、400人弱の方がほぼ終日使用されているというふうに回答されています。

国や県においても、加齢性難聴者を含めた難聴者の補聴器購入に関する助成は、現行制度の見直しが議論されつつありますが、購入助成には至っていないのが現状です。一方で、一部自治体においては、身体障害者手帳の対象とならない難聴高齢者の補聴器の購入費用の助成制度を実施している事例もあるため、当市においても、購入助成の仕組みづくりを検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○議長（田中副武君）

市民保健部長。

#### ○市民保健部長（森本千恵君）

私からは、高齢者に対する聴力検査の導入について答弁をさせていただきます。

現在40歳以上74歳以下の下呂市国民健康保険被保険者の方には特定健診を受診していただいておりますが、特定健診は生活習慣病の早期発見及び重症化予防を目的としており、検査項目も国が定める検査項目と下呂市の生活習慣病の課題解決のための検査を実施しております。また、75歳以上の方には岐阜県後期高齢者医療広域連合が実施する、ぎふ・すこやか健診を受診していた

だいており、検査の項目は県下で統一されております。

聴力検査は、労働安全衛生法に基づく健康診断では実施が義務づけられておりますが、特定健診やぎふ・すこやか健診では聴力検査は義務づけられてはおりません。

また、聴力検査の実施には専用の機器が必要であり、集団健診での実施は難しく、また検査できる医療機関も限られており、県内自治体でも特定健診で聴力検査を実施している市町村はないと聞いております。下呂市では、被保険者の方に広く健康診断を受けていただくためにも、現状では検査項目を追加することは難しいと考えております。

私からは以上です。

○議長（田中副武君）

教育長。

○教育長（中村好一君）

それでは、私からは学校のトイレに生理用品常備についてお答えさせていただきます。

学校の施設や備品、その他消耗品に至るまで、教育的配慮というものは本当に必要です。生理用品というものは、今、各学校の保健室に常備しております。急に必要になったときの対応はできるようにしております。保健室には養護教諭がおりますので、こうした場合に限らず、児童・生徒の心や体についての不安や悩み、困っていることなどの相談窓口として利用されております。

この質問の件に関しまして、下呂市の学校の立場ということでお伝えします。

学校を経営する上では、管理面、これは子供の心身を守る面です。そしてもう一つ、指導面、子供に生きていく力をつける面があります。コロナ禍の中で、子供たちは本当に自らの健康を管理する力がついてきたと確信しております。この件に関しましても、自ら準備すること、もし急に対応を迫られたときは保健室にもらいに行くなど、児童・生徒の生きて働く力を指導する場の一つとして活用していきたいと。このことにつきましては校長会で確認をしております。

大変デリケートな問題ですが、今後も可能な限り学校職員及び養護教諭で、現状の保健室の対応を継続していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。以上です。

[12番議員挙手]

○議長（田中副武君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

今、お答えをいただきました、最初の太陽光パネル設置問題についてですけれども、部長が答えられました土地開発条例、それに従って進めてみえるんですけれども、これにも非常に問題もありまして、やはり土地の有効活用とか、いろいろあるんですけれども、特に住民合意を取るといふ点では土地の境界、隣接した土地の所有者、そういう方たちの合意をどうも取ればいいことになっているようですね。

今回、やっぱり問題にしたのは、その土地の所有者じゃなくて、太陽光パネルを設置するに当たって影響を受ける、そういう方たちの不安の問題です。この土地開発条例では、そこまでは言

っていないので、全然規定がありませんので、これだけに頼っているわけにはいかないというふうに思います。

それから、急傾斜地の問題についてですけれども、これも業者の人の説明なんです。30度勾配、傾斜度が30度以上でないと法的規制の対象にならないと。あの桜洞地内は傾斜度30度以下なんです。なので対象になっていない、そういうこともあります。

それから、排水計画のこともおっしゃいましたけれども、排水計画も、業者の方も専門家も来てあれなんですけれども、現状の排水路で大丈夫だと。先ほど言いましたように、時間雨量120ミリで今の排水で大丈夫やと、そういう見解なんです。時間雨量57ミリで、大きな災害が起こっている。その後、2年後の豪雨のときも地元の方は非常に心配をされた。そういう不安をいっぱい抱いてみえるところでの話ですので、部長の答弁から考えますと、とても対策にはならないなということを感じます。

それで、この住民の不安、本当にただ根拠なしに不安を持っているわけじゃないんですよ。実際災害が起こった、そして出水の危険箇所にも指定された、こういうところに造っていいのかという、こういう問題ですよ。

再生可能エネルギー特措法というのが今ガイドラインを示しているんですけれども、一番大事なのは関係住民に初期に説明をすると、理解を得ると、これは業者に対してのこういうガイドラインですね。私はここをやっぱりきちっとやってほしかったなということで、全て書類の審査が済んでから、もう5月からやりますよみたいな話では、もうみんなびっくりして、そんな話初めて聞いてびっくりするばかりでしたので、そういうことがやっぱりこれからないようにということが私は非常に大事だと思います。

それから、配慮すべき地域住民の範囲、これについても地方自治体、市がしっかり業者に、この範囲の方たちにはちゃんと説明してくださいよということもちゃんとやらなくちゃいけない。ガイドラインはそういうふうに努めるといふふうになっていますけれども、そういうことになっています。ここの太陽光発電設置については、やっぱり円滑に事業が進むようにというところから書かれているんですけれども、それでもやっぱり地域住民には十分配慮、説明を十分早期にする、こういうことが大事だといふふうに言われています。

今このままで行ったら、もう業者は地域関係住民の合意がなくてもできますよということをはっきり言っておりますので、私たちは本当に、特に自治会の対策委員会の方たちは本当に業者との協定を結ぶのに物すごい苦労してみえます。業者も根拠なしでは動きませんというわけです、対策を取るにもね。

だから、根拠を示しながら、データも出しながら、本当に苦労して今協議が進められていますので、何とかこれがうまくいって、みんなが不安のないようにということは願っていますけれども、私はこれからいろんな地域であると思いますので、ここのところでやっぱり何らかの市独自のガイドラインといいますか、規制とか、こういうところには十分注意しないかとか、そういう取決めといふのか、条例に近いようなものをきちんとつくる必要があるといふふうに考えますが、

ここは市長、この点での御答弁を、市長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田中副武君）

市長。

○市長（山内 登君）

大変難しい問題なんで、そう軽々には答えられないんですが、以前にも申し上げたと思いますが、太陽光発電とかそういうものについて、下呂市はこういう、そこもカバーしたようなこの土地開発事業に関する条例があるんですが、例えば東濃地方ですと、もう太陽光発電に特化した条例をおつくりになっている。それはそれで簡単に結構できる。それは意思表示として、市がそういう姿勢を、そこはしっかりと我々チェックしますよということを示すんだというような、そういう条例なのかなというふうに私も理解しています。

法的には、なかなかそれを止めるのは、我々にもそのすべはないわけですが、今議員がおっしゃるとおり、今後もこういう開発が続いてくる、いろいろと地域の方々とトラブルが起こることであれば、我々もその辺りもしっかり市の方針、ただこれはできませんとか、これはやりますとか、そういう内容はちょっと、それはちょっと法令との絡みもございまして難しいかもしれませんが、市の姿勢を示すということはこれは可能だと思いますので、今後十分にその辺りも検討していきたいと思っておりますし、この案件に関しましては本当に住民の方々としっかりと、業者も着工を延期したというようなお話もお伺いしておりますので、市も当然そこにはしっかりと関与させていただいて、それぞれお互いが納得できる、そこまで我々もしっかりと業者に対して指導はしていきたいというふうには思っておりますので、御理解賜りますようお願いをいたします。

[12番議員挙手]

○議長（田中副武君）

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

それでは、2番目のほうの質問のほうで、補聴器の問題です。

先ほど部長がヒアリンググループについていろいろ調べていただいて、今、随分改良されている。これから本当に下呂市も高齢者、そして軽度難聴の方なんかも増えてくる。特に高齢化の窓口なんかは耳の遠い人とやり取りをする機会も非常に増えてくると思っておりますし、意思疎通もしっかりしなくちゃいけないということで、この貸出し型というか、携帯型のヒアリンググループの仕組みを使った対面型のそういうのもあるそうなので、こういうものの導入なんかも考えていただけたらというふうに思います。

それから、補聴器購入助成についてですけれども、飛騨2市1村がもうこれを実施しているということもあって、部長も検討はしていく、助成に向けてね、そういうふうに答弁していただきましたので、期待したいところですが、本当に今やられたアンケート調査ですね、介護保険事業計画、次のに向けてのこのアンケート調査のこれが、やっぱり私は、こういうデータをき

ちんと取って、どのぐらいの方が見えるかという調査も把握して取り組むということは、本当に大事だというふうに思います。ぜひこの調査結果も生かしながら、みんなが幸せに老後も送れるようにということで頑張っていたきたいと思います。

今、福祉部長がおっしゃったアンケート調査、これは介護保険事業計画の中での調査でしたのであれですけれども、今日本でこの補聴器が普及していない一つの大きな理由が、やっぱり聞こえにくさを感じていても年のせいだろうと。耳鼻科を受診する人は、日本は38%、フランスやドイツは81%だそうです。イギリスは70%、こういったところから比べても、やっぱり大きな差がある。軽度難聴者の早期発見の仕組みづくりとして、やっぱり高齢者の住民健診、高齢者の受診のときに合わせて、市で独自でも検査ができるようになると、私は専門科へつないでいける大きな道になっていくというふうに思いますので、ぜひまた今後も考えていってほしいと思います。

それから最後、トイレに生理用品の設置という問題ですけど、これは私、令和3年の12月議会でも取り上げて、今回で2回目になります。そのとき教育長の答弁も、今までどおり、教育的観点から保健室対応とするという、こういう御答弁でした。

本当に今、中村教育長がおっしゃいました教育的観点というのは、非常に大事だと思います。そもそも保健室の役割というのは、養護教諭による教育的観点から、女生徒、女子の生理の悩み事の相談や性教育、児童・生徒が抱えているストレス、病気やけがなど保健衛生全般のよりどころとなるところです。女子トイレに生理用品を常備することは、保健室対応の教育観点からではなく、トイレトペーパーと同様に、学校の備品整備として各学校の状況に応じ対応すべきではないかなというふうに思います。

私は困ったことと言いましたけれども、それは忘れたときなんです。初潮のときは対応していただきます、ちゃんとね。初潮のときは本当に急で、初潮のときじゃなくて、次来るのがいつか分からない、そういったときのことの対応のための……。

#### ○議長（田中副武君）

以上で、12番 吾郷孝枝さんの一般質問を終わります。

続いて、9番 今井政良君。

なお、資料配付が求められておりますので、これを許可し、ただいまから配付いたします。

〔資料配付〕

#### ○9番（今井政良君）

9番 今井政良です。

1年ぶりの一般質問をさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

この3年間は新型コロナウイルス感染症によりまして、経済、日常生活において、いまだかつて経験したことのない環境の下、市民、企業、事業所の皆様におかれましては大変な御苦勞をされたこととお察しいたします。本年5月に入り、日常生活が以前のように戻りつつありますが、まだまだこの3年間のブランクは大きいものがあります。

2022年の女性1人が生涯に産む子供の推定人数、合計特殊出生率は1.26人で、過去最低であり

ます。全国の出生数は77万747人で、前年比4万875人の減少となり、県下では1万1,124人の出生数であります。下呂市の人口は3万人を割り、5月1日現在2万9,821人となりました。下呂市にとって人口減少対策は重要課題の一つであります。

そこで今回は、2項目6点について一般質問をさせていただきます。

最初に、1項目めとしまして、下呂市における著しい人口減少を克服するための対策について4点伺います。

1点目として、少子化問題に対する出産・育児・教育面での対応策について伺います。

最初に出産状況についてですが、先ほど配付しました資料を御覧ください。

下の欄が平成29年4月1日現在、上段が令和5年4月1日現在であります。平成29年の中学3年生316人を最後に300人割れとなり、現在この2年間は115人と、3分の1ほどになっている状況であります。出生数115人となり、出産を迎える皆様にとっては安心して出産できることが第一であります。そのためには、医師の確保及び妊娠期間から出産までの本人対応が重要です。下呂市の現状を伺います。

2点目に、育児についてですが、育児と仕事の両立社会において未満児保育の充実が不可欠であります。あるこども園においても、定員の関係で未満児の受入れができなく、他のこども園に別々に入園しなければならない状況がここ数年続いている園もあります。2年前にもこのことについて一般質問をさせていただきましたが、その後対応はどうなっているのか。また、現状、今後について伺います。

以上、2点伺いましたが、20年前に比べ出生数が3分の1になっています。市として、少子化対策として出産・育児・教育において、責任ある行政支援をいち早く実行することが重要で、保護者負担を軽減することで仕事と育児の両立につながると思います。子育て世代の皆さんに喜んでいただける答弁を期待しています。

1項目めの2点目として、自動車運転免許証返納者を含む高齢者の足となる電動シニアカー購入に対する助成金制度の創設について伺います。

高齢化率が40%を超えている下呂市の状況、80歳を機に自動車運転免許証を返納される方が増えている中で、中山間地域の高齢者にとって必要不可欠な自動車、一方で心配な家族・親戚等、交通機関の場所まで数キロあり徒歩での対応ができない方が多い中、最近では電動シニアカーを購入され、自分の足として買物や友人宅、田畑、金融機関等に利用されてみえる方がたくさん見えます。1台38万円ほどと聞いておりますが、高齢者が健康で長生きできる、それを見守る観点からしても、市として、今こそ高齢者支援の一つとして新たな助成制度の創設を設けていただいたらどうでしょうか。その考えについてお伺いいたします。

1項目めの3点目として、地域医療の中心的な役割を担う県立下呂温泉病院と市立金山病院との連携方策と医師確保の見通しについて伺います。

医師不在のため、以前のような診察が受けられない状況に併せ、緊急患者の受入れについても症状によっては他の病院に緊急転送されている状況であります。安心して生活するには病院の充

実が不可欠です。以前のような病院機能を願っています。ぜひその件についてお答えください。

1項目めの4点目としまして、市内新規就職者の状況と課題に対する市の対応策について伺います。

少子化・高齢化社会の中、市内に就職される方々は貴重な存在であります。今年も二十数名の方が新たに下呂市で就職されたと聞いておりますが、どうか一日も早く就職された皆さんは職場になじんでいただき、下呂市のため、自分のために活躍されることを願っております。

2項目めとしまして、物価高騰に対する支援策について2点伺います。

1点目としまして、肥料価格高騰により、農業経営者への支援強化について伺います。

昨年度より、特に稲作農家に大きく影響を及ぼしている肥料価格の高騰、農業資機材の高騰が起きています。豪雨による河川の氾濫抑制に大きな役割を果たしている田んぼダムとして水田があります。3度の激甚災害指定を受けた下呂市にとって、また新たなる農地集積により規模拡大となった生産組織存続のためにも、ここいま一度、農家の生産意欲を保つには、再度下呂市として支援強化が急務であります。下呂市の第1次産業を守るためにも、ぜひ市長、頑張ってくださいと思いますのでよろしくお願いします。

2点目として、一般市民に対する生活支援の考えについて伺います。

円安、ウクライナ情勢等の影響を受け、燃料費の高騰をきっかけに電気・ガス、多くの生活用品、食料品等、そのあおりを受けて値上がりが続いている現状であります。市内の企業・事業所においても、物価の高騰に見合った給与支給ができない状況であります。払いたくても払えない中小企業等、下呂市に多いわけであります。高齢者の年金支給についても削減や、介護保険料を含む医療保険料等の値上げ、そういったものによって、高齢者にとっても収入が減少している状況であります。

コロナ禍での国からの支援は、市民にとって大変ありがたかったと多くの意見をいただきました。コロナも2類から5類となったことで、なかなかこの対策については今後支援が求められないと思いますが、下呂市としまして、この3万人を切った市民を守るために、どうか新たなる支援策をいま一度早く打っていただきたいと思っております。市の考えをお願いします。

以上、2項目6点について、一括答弁をお願いいたします。

#### ○議長（田中副武君）

それでは、順次答弁をお願いいたします。

福祉部長。

#### ○福祉部長（野村 穰君）

最初に、下呂市における著しい人口減少の克服に向けた対策について、少子化問題の対応のうち、子育て支援について答弁をさせていただきます。

子育て中の家庭の経済的負担軽減策として、出産・子育て応援交付金、子育て世帯生活支援特別給付金、第二子以降出産祝金、高等学校就学準備等支援金などの給付金支給事業や、おむつ処分用ごみ処理券の支給、放課後児童クラブの利用料の軽減などを実施しております。

子育て関連施設整備につきましては、令和6年度のオープンを目指して萩原地域に子育て支援センター、児童館、教育支援センター機能を併せ持つ新子育て支援施設の整備を行っております。同時に、市内子育て支援センターや児童館の再編を進め、公園整備と併せて、より充実した子育て環境の整備に努めてまいります。

子育て家庭への相談支援体制としては、子育て支援センター等での相談支援に加えて、令和6年度に子ども家庭課が所管する子ども家庭総合支援拠点と健康医療課が所管する子育て世帯包括支援センターを一体化したこども家庭センターを設置し、妊産婦から子育て期にある家庭の相談支援を途切れることなく実施してまいります。

また、市内の子育て支援拠点や関係機関との連携を密にし、支援の必要な子供や家庭に寄り添った体制を整えます。

大きな課題として、3歳未満児保育のニーズ対応があります。出生数は減っておりますが、預けたい保護者が増えてまいりました。今年の春、下呂温泉病院内につくし保育園という受皿ができましたが、まだまだ不足しております。市の保育所においても、保育士の確保をしておりますが、思うように確保できておりません。

また、スペースとも不足気味になっております。今は、3歳以上児の減少によるクラス数の減少に合わせて保育士や保育スペースを確保するという、ぎりぎりの状況で対応をしております。

さらに、療育など支援を必要とする子への保育については、加配保育士や支援員の配置も充実させる必要があります。このため、保育士の確保はもちろん、保育士のスキル向上も課題となっております。

今年度は、関市の保育士養成機関である中部学院大学と包括連携協定を締結し、人材確保等に努めてまいります。以上の支援を充実させることで、安心して子育てができる環境を整えてまいります。

続いて、2番目の運転免許証返納者を含む高齢者の足となる電動シニアカー購入に対する助成制度の創設について答弁をさせていただきます。

電動シニアカーは、高齢者向けに製造された三輪または四輪の1人乗りの電動車両で、道路交通法上は車両ではなく、歩道を通行することになります。介護保険においては、介護保険適用製品に限り福祉用具貸与サービスの対象となり、介護保険を利用し、月々2,000円から3,000円程度の自己負担でレンタルすることが可能ですが、要介護2以上の認定が必要になります。要介護1や要支援の方については対象外となりますので、購入することになりますが、新車で約40万円、中古でも25万円程度と高額になってしまいます。

電動シニアカーの導入に当たっては、まず試乗を行って、自宅や主な利用場所で安全に使用できるか、地理的な要件が適用するかの確認が行われます。急勾配でないか、舗装がされているか、転落や横転の危険性がないかなどの確認や、運転に当たっての運転者本人の認知機能の状況などの確認が重要です。大なり小なり事故のリスクも考えられるため、保険の加入や定期点検も必要となります。



市内においては、福祉用具の取扱店のほか、自動車販売店でも取扱いがあります。数店に確認をしたところ、免許返納をきっかけに検討されるケースが多いとのことでした。購入に当たっての課題としては、価格面よりも御家族が認知症や事故のリスクを心配して購入につながらないということが多いとのことでした。ある販売店においては、年間で20台から30台の販売実績があったと伺っております。

第9期介護保険事業計画の策定に向けた、高齢者を対象とした健康と暮らしの調査における外出時の交通手段に関する問いでは、電動シニアカーの利用者は全体の0.4%という結果になっております。電動シニアカーについては、自動車の運転免許証返納後の生活の足として有効かもしれませんけれども、歩道のない道路を通行する場合の交通安全など、そちらの課題もございます。今後は様々な課題やニーズを整理しながら、助成について検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（田中副武君）**

市民保健部長。

**○市民保健部長（森本千恵君）**

私からは、県立下呂温泉病院と市立金山病院との連携方策と医師確保の取組について答弁をさせていただきます。

県立下呂温泉病院と市立金山病院との連携については、昨年12月より両病院と下呂市、岐阜県、4者による話し合いを始めており、詳細については、後ほど金山病院事務局長より答弁させていただきます。

この4者協議以外の連携方策としましては、昨年度より取組を始めましたDXの活用により、画像データの共有化や遠隔診療、オンライン診療ができるような仕組みづくりをすることで、両病院の連携を支援していきたいと考えております。

また、医師招聘につきましては、毎年、市長、市立金山病院長と共に医師の派遣先であります岐阜大学附属病院の各医局へお伺いし、医師派遣のお願いをしているほか、会議などにおいて関係教授と出会う際や県の担当課とも連携を図りながら、機会を見て市内公立病院への医師派遣のお願いをさせていただいております。

また、下呂病院の産科医を確保するために、補助金の制度や医療機器を購入する際の補助金の制度を行うことより、医師招聘活動をさせていただいております。

また、将来の医師招聘対策としましては、新型コロナウイルス感染症の影響でここ数年実施できておりませんが、医学部生を対象とした1泊2日の地域医療セミナーの開催や、県が実施する岐阜県医学生修学資金制度であります、岐阜大学医学部地域医療コースの学生に対する修学資金貸与を行っており、現在2名の医学部生に利用をさせていただいております。

私からは以上でございます。

**○議長（田中副武君）**

金山病院事務局長。

### ○金山病院事務局長（池戸美紀君）

私からは、市立金山病院と県立下呂温泉病院との連携と、病院独自で行っております医師確保対策について答弁させていただきます。

県立下呂温泉病院と市立金山病院は、地域の中心的な公的医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たしてきております。昨今の慢性的な医師不足や人口減少、少子高齢化に伴う医療需要の変化などにも対応し、持続可能な経営を確保するためにも県立下呂温泉病院との連携が重要と考えております。

このため、昨年12月から市立金山病院と県立下呂温泉病院、下呂市、岐阜県の4者で地域医療連携を目指した会議を開催してきております。また、今年12日にも同様の会議を開催したところでございます。この会議では、飛騨圏域医療構想を踏まえて、地域の中でお互いの病院が担うべき役割や機能などについて話し合いを行っております。また、今年度4月に両病院長が直接会い、病病連携や患者紹介などについての話し合いも行いました。

今後も下呂市の人口動態等の変化などを見据えつつ、地域にとってどういった病院が必要かの視点により、県立下呂温泉病院との連携の強化を図ってまいります。

医師確保対策について、病院独自の取組として行っているものとして、研修医や医学生の研修受入れがございますので御紹介させていただきます。

今年5日から30日までの4週間、岐阜大学医学部医学科在学中の学生2名の研修受入れを行っているところでございます。また、今年10月と来年1月には、相互医師派遣の協定を結んでおります県総合医療センターの研修医の受入れも予定しております。こうした医師派遣元となります医局や相互協力病院などとの信頼関係を築くことも医師の確保につながるものと考えており、こうした取組を併せて、今後も積極的に医師の招聘に努めてまいります。以上でございます。

### ○議長（田中副武君）

観光商工部長。

### ○観光商工部長（河合正博君）

私からは、4つ目の市内新規就職者の状況と課題に対する市の対応策について御答弁させていただきます。

市内新規就職者とは、学校などを新たに卒業され、市内の事業所に就職された方を指すものと思いますが、ここでは把握が可能な益田清風高校の卒業生について、過去3年間の状況をお答えします。

令和5年3月の卒業生は177名で、そのうち就職者は53名でした。その就職者のうち、市内事業所への就職は19名でした。

前年の令和4年3月の卒業生は163名で、そのうち就職者は51名、市内就職者は14名でした。

前々年の令和3年3月の卒業生は228名で、そのうち就職者は78名、市内就職は15名と、この3年間はいずれも市内就職者は20名未満といった状況です。

市内事業者からは、従業員の年齢構成を踏まえて、事業継続をしていくためにも若年者の計画

的な採用を行っていきたいが、雇用の確保が難しいという声も聞いております。

そのため、市では、以前から6月に益田清風高校と下呂特別支援学校の就職希望の3年生を対象とした、市内求人事業者の出展による合同企業説明会を開催しております。ここでは、市内企業の事業概要や給与、福利厚生などを知っていただくことで、就職先の決定において市内事業所を選択していただきたいことから実施しているものです。

また、来年2月には、大学・専門学校などの学生、UIJターンの就職希望者や一般求職者などを対象とした合同企業説明会の開催を予定しております。昨年度は、大学・専門学校の学生の参加を呼びかけるため大学を訪問し、直接開催の案内をしておりましたが、今年度も多くの学生に参加していただけるよう、案内に工夫をしながら実施をしていきたいと考えております。

あわせて、求人事業所への支援では、リクルート社と市が連携協定を結んだことで、ホームページを持たない事業所でも登録することで求人が行えることをお知らせすることができるようになりました。

また、財政的な支援としましては、市内事業所に就労する大学や高校などの新規学卒者に対して事業所が奨励金を支給した場合、事業者に対して1人10万円以内の若年者地元就職支援金を支給しておりますし、下呂市育英資金条例により、大学や専門学校へ進学し、育英資金の貸与を受けた方がその後、下呂市に戻っていただいた場合などに、奨学金返済額の2分の1の範囲内で減免することができることとしております。

今後も、人口減少対策と事業所の雇用の確保を目的として、支援制度の新規拡充についても検討を進めてまいります。

私からは以上になります。

#### ○議長（田中副武君）

農林部長。

#### ○農林部長（都竹 卓君）

私からは、肥料価格高騰による農業経営者への支援強化について御答弁申し上げます。

まず、足元の肥料価格の動向ですが、2020年を100とした指数で4月、生産資材全体は122.3、飼料は147.3、肥料に至っては155.3と、今年に入り急激な上昇は見られなくなったものの、依然高止まりの状況が続いております。

昨年度、市では、畜産飼料については国の配合飼料価格安定制度の対象とならない粗飼料の購入助成を、肥料については国の肥料価格高騰対策事業の要件が満たせず、利用できない水稻生産者の方を対象としました肥料購入助成を行っておりますが、今年度については、最初に述べましたとおり、生産資材の高止まりを受け、まずは昨年度と同様に、国の配合飼料価格安定制度の対象とならない粗飼料の購入助成について、今6月補正予算に計上させていただきました。

肥料につきましては、直近の原料市況の落ち着きを受け、先日JA全農が、春肥に対して秋肥の価格を28%下げるとの朗報もございましたが、高騰前と比べ依然高い水準の中、国からは秋肥対策を検討する考えが示されております。市における肥料の需要は春肥が主となりますが、国・

県の対策や今後の価格動向を注視しながら、飛騨3市1村、JAひだ、各市村農業委員会などで構成をしております飛騨地域農業再生協議会の資材等高騰対策検討委員会の中で、昨年度同様に必要な対策を検討してまいります。以上でございます。

○議長（田中副武君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

私からは、2項目めの2番目の質問、一般市民に対する生活支援の考え方についてということで答弁をさせていただきます。

長期化するエネルギー価格や物価高騰の影響を受け、市民生活や市内事業者は依然として厳しい状況に置かれています。本定例会では、市の独自対策を第10次総合対策として取りまとめ、国の地方創生臨時交付金を活用し、早期に取り組む事業を予算化させていただいたところでございます。

まず、低所得者への支援としては、電力・ガス・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し給付金を支援することとしています。支援の対象は、住民税非課税世帯など3,150世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付いたします。事業総額は9,795万2,000円でございます。

次に、子育て世帯への支援の主なものを7点、御紹介をさせていただきます。

本年4月の臨時議会で補正予算第2号として、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（ひとり親世帯分）として、対象児童300人、1人当たり5万円、総額1,540万6,000円を計上させていただいています。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業（その他世帯分）として、こちらは対象児童200人、こちら1人当たり5万円、総額1,106万3,000円でございます。

次に、今回の6月補正では、第二子以降出産祝金支給事業として、対象児童が70人、1人当たり10万円、総額701万9,000円。

高等学校就学準備等支援金給付事業として、対象児童300人、1人当たり3万円、総額900万円。

また、既に議決をいただいたところではございますが、令和5年度当初予算では医療費の無料化を18歳まで拡大、こちらについては総額8,112万6,000円。令和4年度から、2,302万7,000円を拡大をさせていただいております。

さらに、学校給食費負担軽減支援事業として総額1,105万円。こちらについて、929万円が子育て支援対象分となります。

また、学童保育の利用料2割の負担軽減など、低所得世帯と子育て世帯を中心に、これらの総額は1億3,000万円を超える支援策を予定をしております。

なお、国から下呂市への地方創生臨時交付金は1億3,982万6,000円で、6月補正後の残額は4,447万8,000円でございます。地方創生臨時交付金の残額につきましては、9月補正を目的に、今後の原油高・物価高騰等の状況を考慮しつつ、必要な対策の財源として活用をさせていただく

予定としております。

私からは以上でございます。

○議長（田中副武君）

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（林 雅人君）

ただいま全市的な取組については、まちづくり推進部長からお話ありましたが、私のほうからは教育部局の立場から御答弁をさせていただきます。

学校給食に関する物価高騰に対する支援についての回答でございます。

学校給食に使用する食材等は、児童・生徒の保護者からいただいております給食費の範囲内で購入し、栄養士による献立作成、食材の手配、調理員による調理によりまして、子供たちへ安全・安心なおいしい給食を提供しておるところでございます。

現在も引き続きしております物価高騰によりまして、学校給食で使用します食材等も価格が上昇しております。毎日提供しております牛乳1本の価格は、令和4年度と比較しますと4.18円値上がりしております。主食でありますお米、パン、麺類をはじめ、魚肉類、乳製品、調味料などについても、平均いたしますと約8%の値上がりとなっております。

学校給食につきましても、食材等の高騰の影響を受けましても、児童・生徒の健康の保持や食育の推進を図るため、栄養摂取基準を満たすよう献立の工夫などを行い、給食の提供をしなければなりません。現在、食材等の価格高騰の影響を受けまして、学校給食の質の維持を図るためには、現在の学校給食費では対応が困難となり、給食費の値上げ等の検討が必要となってまいりました。

こうした中、国の物価高騰対策関連の地方創生臨時交付金で、物価高騰に伴う学校給食等に関する負担軽減を行う事業が示されておるため、この臨時交付金を活用させていただきまして食材の増額分を負担し、保護者負担を増やさないよう支援を行い、学校給食の質を落とさず、今までどりの学校給食が提供できるための予算を、今回6月定例会におきまして補正予算として上程させていただいたところでございます。

今後につきましても、食材等の価格高騰によりまして学校給食への影響を受けた場合には、国の補助金等を活用するなど、子育て世代の保護者への経済的負担を増やさないよう、学校給食の円滑な実施を図っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（田中副武君）

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志君）

先ほど私の答弁の中で、学校給食費負担軽減支援事業を令和5年度当初予算という形で説明をさせていただきましたけれども、6月補正の誤りでございますので、おわびして訂正をさせていただきます。以上です。

[9 番議員挙手]

○議長（田中副武君）

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

答弁をいただきました。

最後ではありませんけれども、教育長に伺います。

少子化に伴う、あなたが教育長となられたその学校に対する思いを述べていただき、また小・中学校の統廃合を含む学校運営について答弁をお願いします。

○議長（田中副武君）

教育長。

○教育長（中村好一君）

学校や教育における少子化問題の一つに、長期的な展望ってあると思います。なぜかという、下呂市の教育を受けてよかった、それが下呂市の教育を今後も受けたいと思わせる教育でございます。

先ほどの午前中の答弁と重複することもあります、改めて答弁させていただきます。

まず、学校にとって、先ほどから話が出ておる少子化問題の対応の一つに統合があります。統合につきましては、小・中学校のそれぞれの望ましい適正規模、子供にとって望ましい教育環境、保護者や地域住民にとっての学校の在り方や思いを十分考慮して考える必要があるということで、大前提は保護者や地域から統合に向けた考え方を受けて検討していくと述べさせていただきました。

ただし、待っているわけではありません。学校においては、先ほども言いましたが、規模の大小のメリットやデメリットを把握し、それらを克服して、よりよい教育環境や未来を見据えた学校経営を行っていくことやと思っております。各学校の特徴や状況に応じた経営を行うことが少子化問題に対応していくことと考えています。

中学校の部活動においても先ほど述べさせていただきましたが、下呂市の中学校を1つと考える。1つの学校ではなくて、下呂市をチーム下呂として考えていくことで、これが教育環境の新たな構築につながっていくのではないかと、少子化対応になるのではないかと考えています。

先ほど、12月1日に令和の学びなど開発実践校の公表会を行いますと話をしました。複式学級がある小規模校ならではの教育です。少しわくわくしていただくために、中身の話をさせていただきます。

小学校3年生から小学校6年生までは、総合的な学習の時間という探究的な学習があります。今まで授業というのは同じ学年でやっていましたが、小規模校だからこそ縦の、テーマを決めて3年から6年までが1つになる学習を行うという方法を行ってみようと考えています。先生方はおりますので、そこにつきながら行きます。ということは、探究的な学習もできますが、小規模校でデメリットであった人間関係の、固定的な人間関係が、上下の学年を使うことによって解消

するのではないかということです。

また、少ない人数の授業があります。例えば3人の授業、そして多く30人の授業、違いは何かというと、授業をしていて本当にこの人たちが分かったかどうかを捉えるのが、大きな人数だと難しいということです。でも、3人だったらどうでしょう。できたと思えば、もう次へ進める。例えば3時間で行う授業を2時間で済むことができるかもしれません。ということは、残りの1時間を何ができればいいか。例えば今はタブレットがありますので、説明する力をつけるプレゼン能力を養うことにもなるかもしれません。もっと発展的な学習ができることがあるかもしれません。そのようなことも考えています。

また、主体的な学習ということが非常に大事になってきますので、朝学習の中で自分たちがやりたいものをやりましょうというような時間をつくります。少人数ですので、先生方が少ない人数でみんな関わることができます。そのようなことを、1つの例ですけど考えておりますので、ぜひ12月1日、少人数を生かした教育課程の提案をさせていただきますので、議員の皆さんも見ていただくとありがたい、また意見をいただくとありがたいと思っています。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（田中副武君）

9番 今井政良君。

○9番（今井政良君）

時間が迫っておりますので、最後に市長、お願いします。

「わくわく下呂市」ということで、今少子化問題に対して、部長それぞれ答弁をしていただきましたけれども、なかなかわくわくするような答弁をいただけませんでした。ぜひ市長も、この少子化問題に対しては責任を持ってやるというような報道もされておりましたので、どうかここで発言をよろしくをお願いします。

○議長（田中副武君）

市長。

○市長（山内 登君）

これから下呂市の向かっていく方向の中で、人口減少対策、そして少子高齢化、特に子育て支援の施策については、これはしっかりと、毎年少なくとも1つ、2つぐらいは新たなものやっ  
ていきたいというふうには思っています。

特に今、保育士、3歳未満の方々のお話で、やっぱり保育士の処遇改善、そして見直しをちょっとこれからやっ  
ていこうというような話が出てきております。今、NPOが実施してみえる保育園とこども園と、そして市が直営しているところがあります。給料の格差もあります。これから多くの方々が、外へ行って保育士をやってみえる方々、若い女性にどんどん帰ってきていただいて、下呂で子育ての助けをしていただけるような、これも一つの子育て支援策ということになりますので、いろんなことをこれからやっ  
ていきたい。

特に環境整備、子供を育てるための環境整備を、国は3兆5,000万これから投入すると言っ  
て

いますから、カンフル的なものはどんどん出てくるんでしょうが、我々は環境整備を本当に一步一步しっかりと施策として打っていきたいと、このように考えております。

[ 9 番議員挙手 ]

○議長（田中副武君）

9 番 今井政良君。

○9 番（今井政良君）

ぜひこの1年間かけていただいて、今私が質問しました項目があります。どうか一つ一つ前向きに取り組んでいただかないと、子供を産み、育て、または教育され、または高齢者になったときも、やはり意思が一番大事です。どうか子育てしやすい環境づくりの下、建物を造るばかりでなしに、あるものを使って有効に、下呂市でしか味わえん子育てを、そういった計画を立てていただきたいなと思っています。以上で終わります。

○議長（田中副武君）

以上で、9 番 今井政良君の一般質問を終わります。

ここで、消防長より発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

消防長。

○消防長（齋藤 進君）

発言の許可をいただきましたので、発言させていただきます。

6月2日の定例会初日に上程されました議第62号 財産の取得についてにおきまして、森議員の質問にお答えできなかった3項目について回答させていただきます。

1つ目としまして、今回の消防車両の更新に当たり、新たな装備を追加しているかについてでございますが、今回の更新におきましては、車両価格の高騰等もあり、装備の追加は行っておりません。装備品については、今後の検討課題とさせていただきます。

2つ目としまして、現在、消防車両の使用年数25年が更新の目安となっているが、今の車の性能や使用頻度、走行距離等を考慮し、基準の使用年数を延ばすことで、代わりに災害対策等に活用できる装備を追加できないかについてでございますが、更新年度につきましては、23年から25年に延ばしてきた経緯があります。車両の状態を踏まえながら、適切な更新の在り方について今後検討させていただきたいと考えております。

3つ目としまして、不要となる旧消防車両はどう処分、取り扱うのかについてでございますが、不要となる車両については財務課のほうで今後公売にかけられ、得られた収入は一般財源に充てられます。以上でございます。

当日、その場でしっかり回答できず、誠に申し訳ございませんでした。おわび申し上げます。

---

◎散会の宣告

○議長（田中副武君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。



6月19日午前9時30分より、引き続き一般質問を行いますので、よろしくお願ひします。  
本日はこれにて散会いたします。大変にお疲れさまでした。

午後2時55分 散会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月16日

議 長                      田 中 副 武

署名議員 2番              田 口 琢 弥

署名議員 3番              飯 塚 英 夫